
杉戸町こども計画

～笑顔が輝き しあわせ実感 誰もが健やかに成長できるまち すぎと～

令和7年3月

杉戸町



笑顔が輝き しあわせ実感
誰もが健やかに成長できるまち すぎと を目指して

「こども」は、次世代を担う社会の宝です。

そのため、誰一人取り残されず、夢や希望をもって健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できるよう、これまで本町では、子育て支援の取組を充実させてまいりました。

しかしながら、こどもを取り巻く環境は、少子化、核家族化、デジタル化、グローバル化、価値観の多様化など、昨今の社会的背景によって大きく変化してきています。特に近年は、こどもの不登校や自殺、虐待、さらには、こどもの貧困についても増加傾向にあり、複雑化する問題に対し、社会全体として包括的にこどもを支える取組が必要であると考えます。

こうした環境の変化の中にあって、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。また、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

この内容を踏まえ、第2期の計画期間が令和6年度で終了することに伴い、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「杉戸町こども計画」を策定しました。この計画では、“笑顔が輝き しあわせ実感 誰もが健やかに成長できるまち すぎと”を基本理念として、第1期及び第2期計画の「子ども・子育て支援事業計画」を継承しながら、新たに、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画等も加え、一体のものとし、こども・若者や子育て家庭を支援するための施策を積極的に展開していきます。

私は、町民の皆様とともにこの取組を全力で進めてまいり所存です。ぜひ、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画書を策定するに当たりニーズ調査のご協力や貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様、「子どもにやさしい街づくり推進会議」委員の皆様、そして、関係機関の皆様にも、深く感謝を申し上げます。

令和7年3月

杉戸町長 窪田 裕之

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画期間	4
3 計画の対象	4
4 計画の位置づけ	5
5 計画の策定体制	6
第2章 杉戸町のこどもと子育て家庭を取り巻く現状	7
1 人口と世帯の状況	7
2 婚姻・出産等の状況	12
3 就業の状況	14
4 教育・保育事業の状況	16
5 アンケート調査からみる現状	21
6 イベントでのこどもの意見聴取	34
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本理念	35
2 計画の基本目標	35
3 施策の体系	36
第4章 施策の展開	37
基本目標1 いきいきと こども・若者が主体的に輝き育つまち	37
基本目標2 すべての親子・若者が健やかに暮らすまち	41
基本目標3 のびのびと 地域でこどもを育むまち	44
基本目標4 困難な状況を抱える子育て家庭を細やかに支えるまち	49
第5章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援事業	53
1 教育・保育提供区域の設定	54
2 杉戸町の人口と児童数の将来推計	56
3 幼児期の教育・保育の確保方策	57
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	61
5 教育・保育環境の充実に向けた施策の推進	82
第6章 計画の推進に向けて	84
1 計画の周知	84
2 推進体制の強化	84
3 計画の進行管理	84

資料編	85
1 計画策定の経過	87
2 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議設置要綱	89
3 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議委員名簿	92
4 用語集	93

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

◇こども・若者や子育てを取り巻く現状

近年、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加等の社会経済構造の変化に加え、核家族化や地域とのつながりの希薄化、子育ての孤立化等、こども・子育て家庭を取り巻く環境が変化しています。さらに、児童虐待、こどもの貧困、ヤングケアラー等の問題も顕在化している状況です。

また、こども・若者をめぐる問題の複雑化・深刻化も懸念されます。インターネット・SNSの普及に伴うトラブルやいじめ、不登校、ひきこもり等の課題に対し、当事者や子育て家庭に寄り添いながらきめ細かい支援を進めていくことが求められています。

◇わが国のこども・若者、子育て支援

国においては、子育て家庭をめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、これに基づく就学前のこどもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度である「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。

その後も様々な取組を進めてきましたが、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくために、包括的な基本法として「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。こども基本法では、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう基本理念を定め、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

さらに、令和5年4月に、「こども家庭庁」が創設されました。常にこどもの最善の利益を第一とし、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」といったこどもの視点と、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもが誰一人取り残されない、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔の役割を担っています。

また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するために、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

令和6年6月には、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しました。この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとしています。

◇「杉戸町こども計画」の策定

本町においても、平成 27 年 3 月に「杉戸町子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年 3 月には「第 2 期杉戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に合わせた質の高い教育・保育の提供、地域の子育て支援の充実に取り組んできました。

このような背景の下、令和 6 年度末をもって第 2 期計画が満了することから、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とした「杉戸町こども計画」を策定します。

本計画では、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指し、全ての子ども・若者と子育て家庭を支援し、一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長し、未来に希望を抱くことができ、子育て家庭が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、本町を取り巻く新たな課題の解決に向けて取組を進めます。

2 計画期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 2 期杉戸町子ども・子育て支援事業計画 (令和 2 年度～令和 6 年度)					杉戸町こども計画 (令和 7 年度～令和 11 年度)				

3 計画の対象

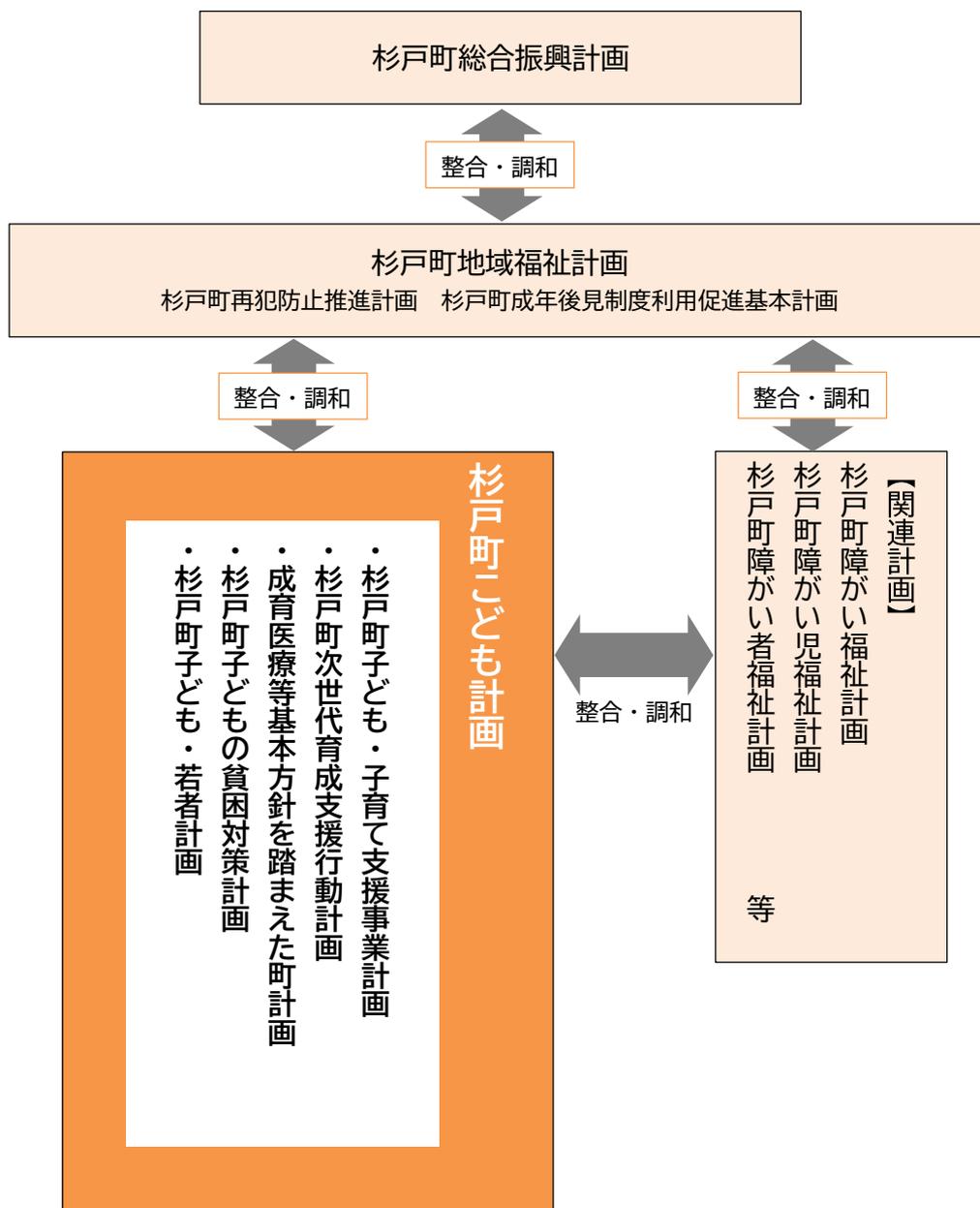
本計画は、「心身の発達の過程にあるすべての子ども」を対象とします。18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れることなく、乳幼児期、学童期、思春期及び青年期を経て、おとなになるまでのそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らせるよう支えていくものとしてします。

乳幼児期	学童期	思春期	青年期
義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生から 概ね 18 歳まで	概ね 18～30 歳まで ※施策によってはポスト青年期 (30～39 歳) も含む

4 計画の位置づけ

本計画の位置づけは以下のとおりです。

- ① 「こども基本法」(第10条第2項)に定める「市町村こども計画」
- ② 「子ども・子育て支援法」(第61条)に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ③ 「次世代育成支援対策推進法」(第8条)に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ④ 「成育医療等基本方針」に基づく「成育医療等基本方針を踏まえた市町村計画」
- ⑤ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(第9条第2項)に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」
- ⑥ 「子ども・若者育成支援推進法」(第9条第2項)に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ⑦ 上位計画である「杉戸町総合振興計画」をはじめ、他の関連する各分野の計画との整合・調和を図る。



5 計画の策定体制

(1) 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議（子ども・子育て会議）

関係者の参画を得て「杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議」を設置し、保護者をはじめ、地域で子育て支援に携わる方々、保健・福祉・教育関係者、学識経験者などの委員の方々から、計画内容についてご意見をいただきました。

(2) 杉戸町こども計画策定検討委員会

本計画の内容について、関係各課の職員による総合的な協議を行いました。

(3) こども・若者、子育て家庭へのアンケート調査

本計画策定の基礎資料とするために、こども・若者の生活状況や意識、保護者の就労状況や子育ての実情、子育て支援ニーズに関するアンケート調査を実施しました。

※調査実施概要は、「第2章 5 アンケート調査からみる現状」(21 ページ)を参照

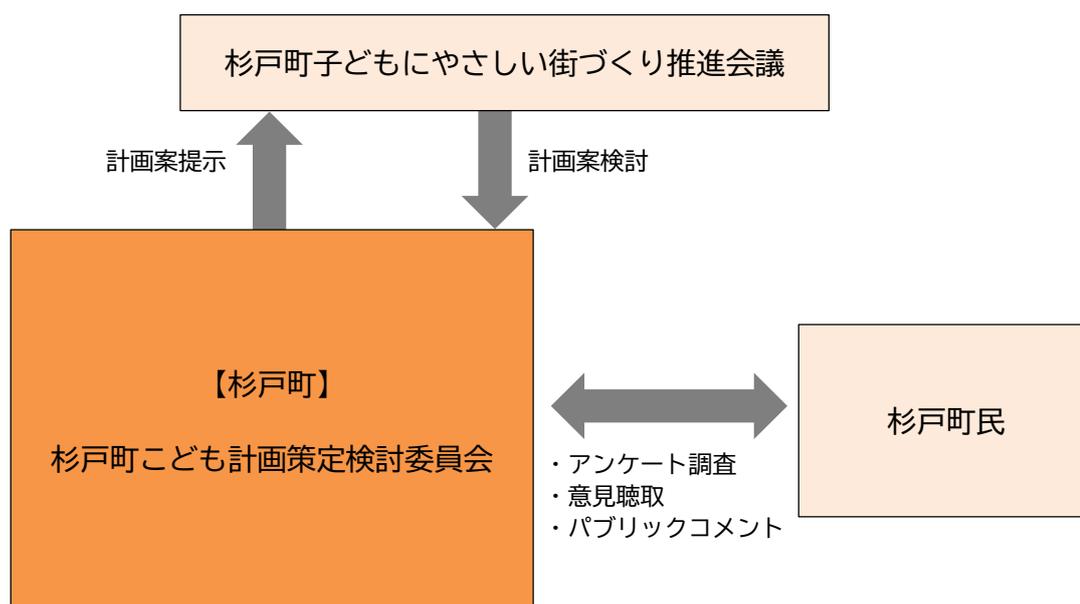
(4) こども・若者への意見聴取

本計画策定にこども・若者の意見やニーズを反映するため、小学生～大学生世代を対象にアンケート調査を実施しました。

※調査実施概要は、「第2章 6 イベントでのこどもの意見聴取」(34 ページ)を参照

(5) パブリックコメント

「杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議」で審議された計画案について、令和6年12月10日から令和7年1月10日まで、町の公共施設やホームページ等で公表し、広く町民の方々から意見を募集しました。



第2章 杉戸町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

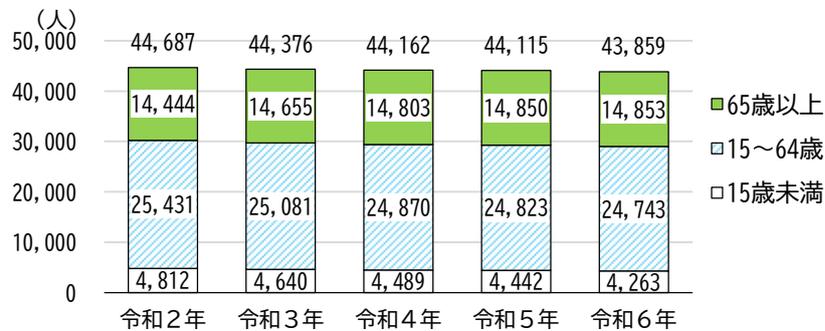
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

令和2年以降の本町の人口推移をみると、緩やかな減少傾向で推移しており、令和6年4月1日現在の人口は43,859人となっています。

年齢3区分人口の推移をみると、65歳以上の高齢者人口は増加傾向、15歳未満の年少人口は減少傾向で推移し、15～64歳の生産年齢人口は令和3年以降横ばいですが、徐々に少子高齢化が進んでいることがわかります。

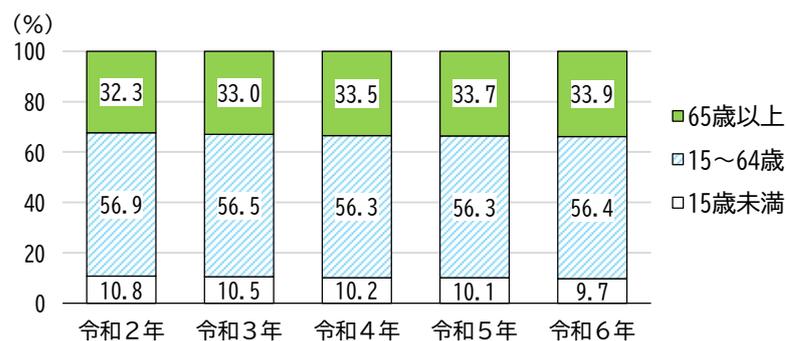
■総人口及び年齢3区分人口の推移



各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

■年齢3区分人口構成比の推移



各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

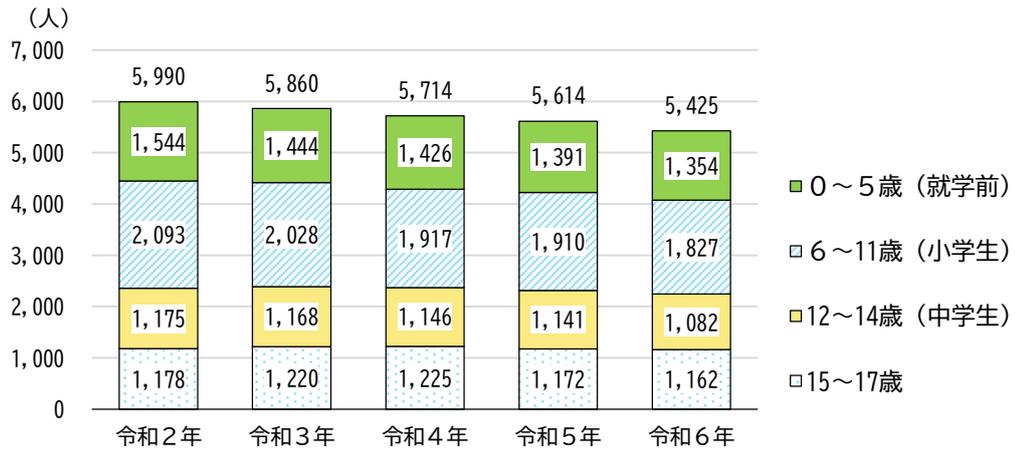
注) 端数処理の関係で、足し合わせた合計が100%ちょうどにならないことがあります。以下同様。

(2) 児童数

本町の 18 歳未満の児童数の推移をみると、年々減少しており、令和 6 年 4 月 1 日では 5,425 人となっています。

内訳として、0～5 歳の就学前児童数は 1,354 人、6～11 歳の小学生児童数は 1,827 人、12～14 歳の中学生児童数は 1,082 人、15～17 歳の児童数は 1,162 人で、いずれの年齢区分についても減少傾向にあります。

■児童数の推移



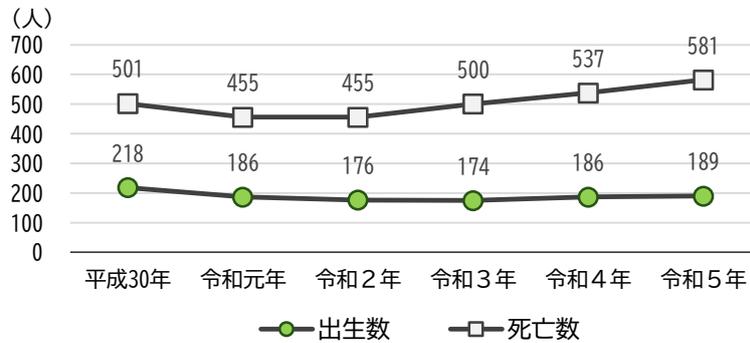
各年 4 月 1 日現在

資料：住民基本台帳

(3) 自然動態

本町の出生数及び死亡数の推移をみると、いずれの年も死亡数が出生数を上回る自然減の状況です。出生数は平成29年以降減少傾向にありましたが、令和4年以降は増加に転じ、令和5年は189人となっています。

■出生数及び死亡数の推移

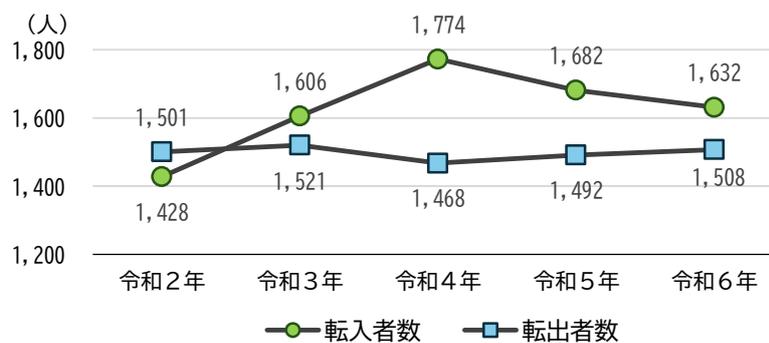


資料：埼玉県保健統計年報

(4) 社会動態

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、転出者数は横ばい状態にあり、令和3年以降、転入者数がそれを上回る社会増の状況です。

■転入者数及び転出者数の推移

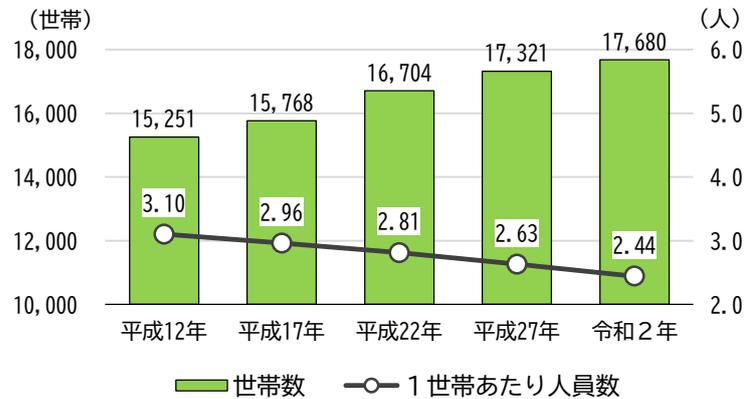


資料：埼玉県推計人口（月報データ）

(5) 世帯数

本町の世帯数は、年々増加しており、令和2年には17,680世帯となっています。一方、1世帯あたりの人員数は年々減少しており、核家族化が進んでいる状況です。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移

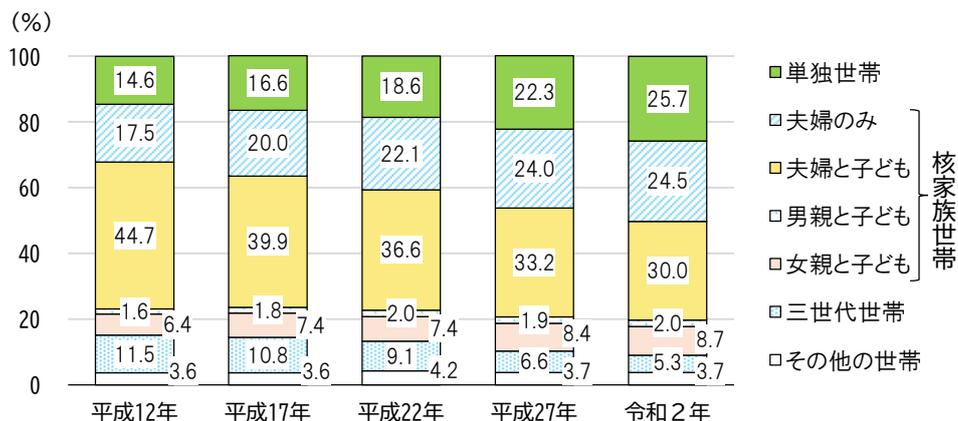


資料：国勢調査

(6) 世帯類型

本町の世帯類型をみると、単独世帯が増加傾向にあります。また、核家族世帯のうち、夫婦のみ世帯の割合が年々増加しています。核家族世帯の内訳をみると、夫婦とこどもの世帯の割合が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親とこどもの世帯の割合が増加しています。また、三世代世帯の割合も年々減少しています。

■世帯類型による世帯構比の推移

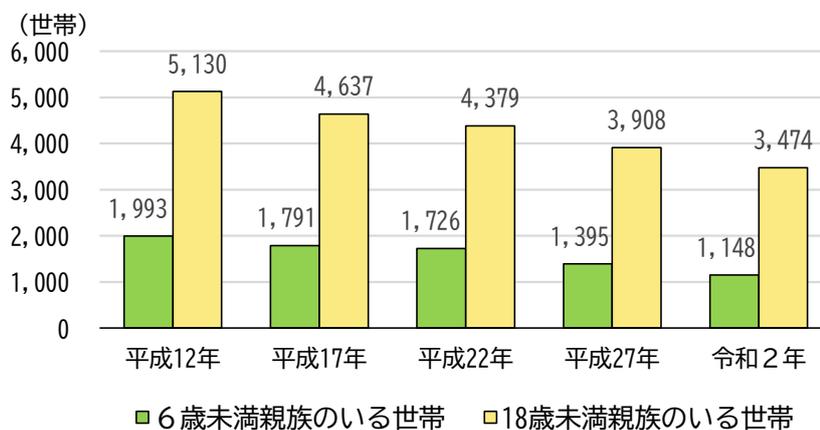


資料：国勢調査

(7) こどものいる世帯数

こどもがいる世帯数の推移をみると、近年減少傾向にあり、令和2年では6歳未満親族のいる世帯は1,148世帯、18歳未満親族のいる世帯は3,474世帯となっています。

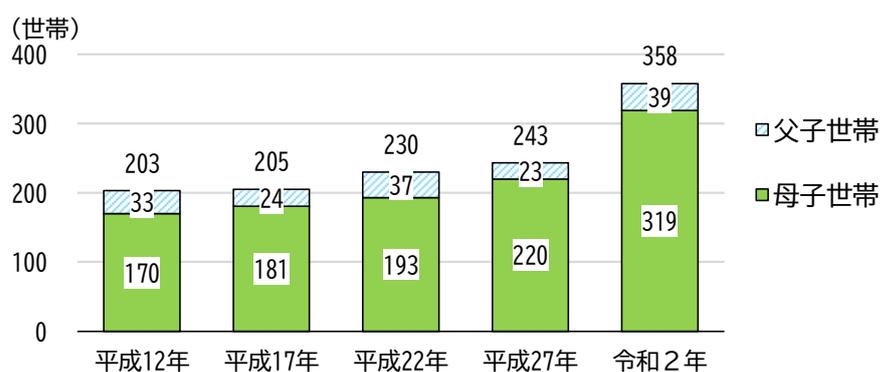
■こどものいる世帯数の推移



資料：国勢調査

また、18歳未満のこどもがいるひとり親の世帯については増加傾向にあり、令和2年では母子世帯319世帯、父子世帯39世帯の計358世帯となっています。

■18歳未満のこどもがいるひとり親の世帯数の推移



資料：国勢調査

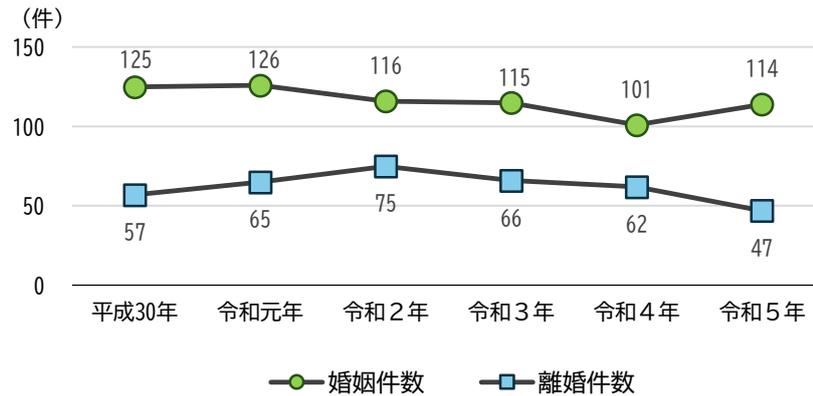
2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本町の婚姻件数は、令和元年以降減少傾向にありましたが、令和5年には増加に転じ114件となっています。

また、離婚件数は、令和5年で47件と直近6年間で最も少なくなっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移



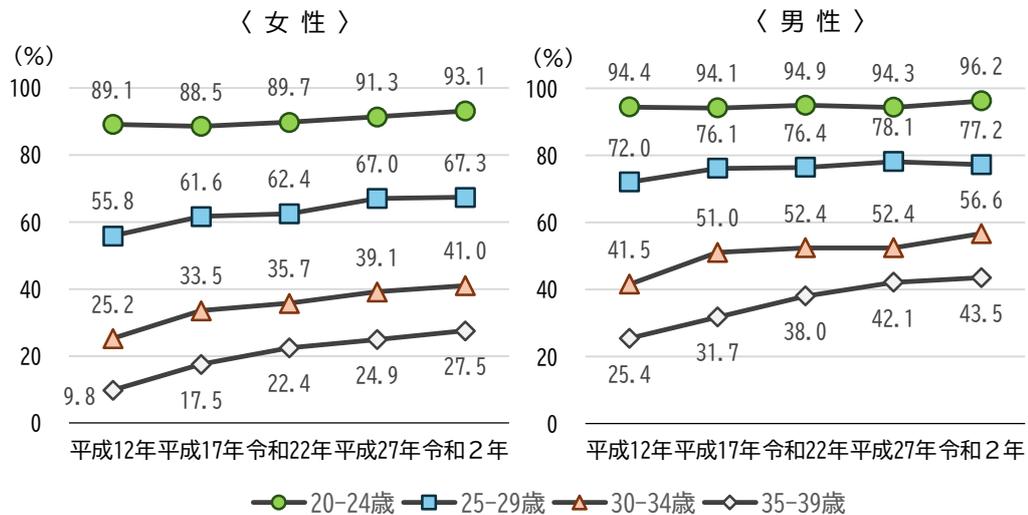
資料：埼玉県保健統計年報

(2) 未婚率

未婚率については、男女ともに年代が低いほど割合が高くなっています。

年代別では、男女ともに20～24歳は平成27年まで概ね横ばいですが、令和2年にわずかに増加しています。また、30～39歳で男女ともに未婚率が増加傾向にあります。

■未婚率の推移



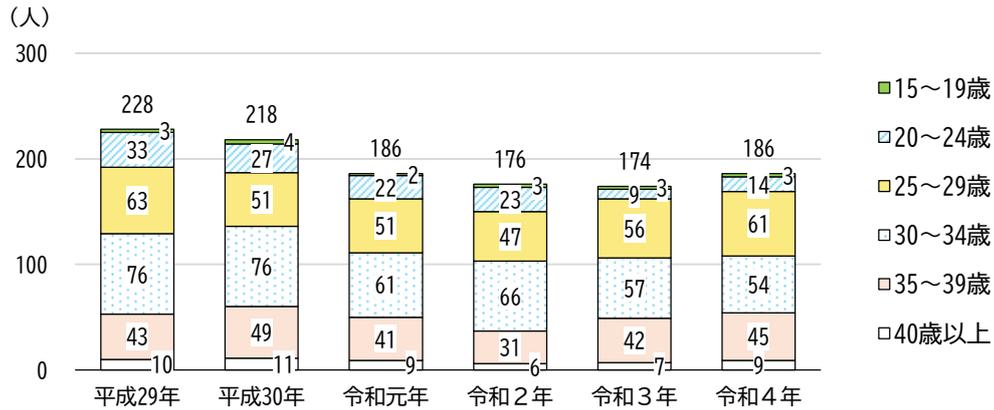
資料：国勢調査

(3) 出生数

本町の出生数は、平成29年以降減少傾向にありましたが、令和4年には増加に転じ186人となっています。

母親の年齢別出生数をみると、令和3年までは30～34歳が比率として最も高くなっていましたが、令和4年は25～29歳が最も高くなっており、30～34歳は減少傾向にあります。一方で、35～39歳の出生数は増加傾向がみられます。また、20～24歳の出生数は減少傾向にあり、令和3年には9人、令和4年には14人となっています。

■母親の年齢別出生数の推移

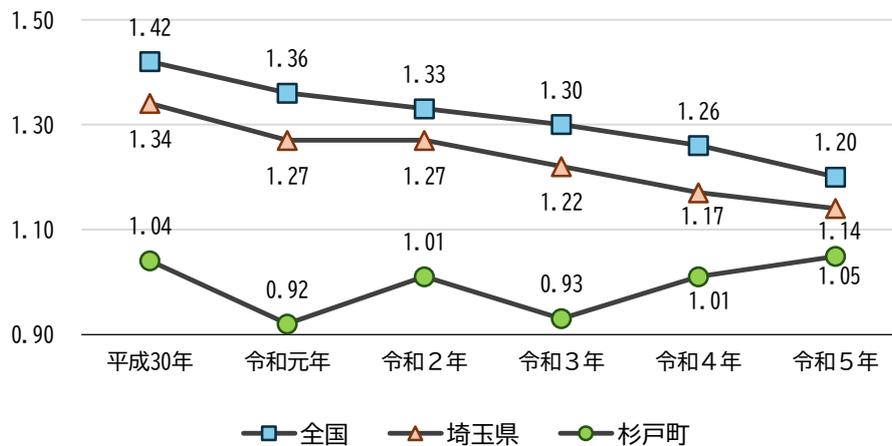


資料：埼玉県保健統計年報（年齢不詳は除く）

(4) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は、令和4年まで増減を繰り返し、令和5年には1.05と2年連続で増加となっていますが、全国及び埼玉県の数値よりも低い水準で推移しています。

■合計特殊出生率の推移



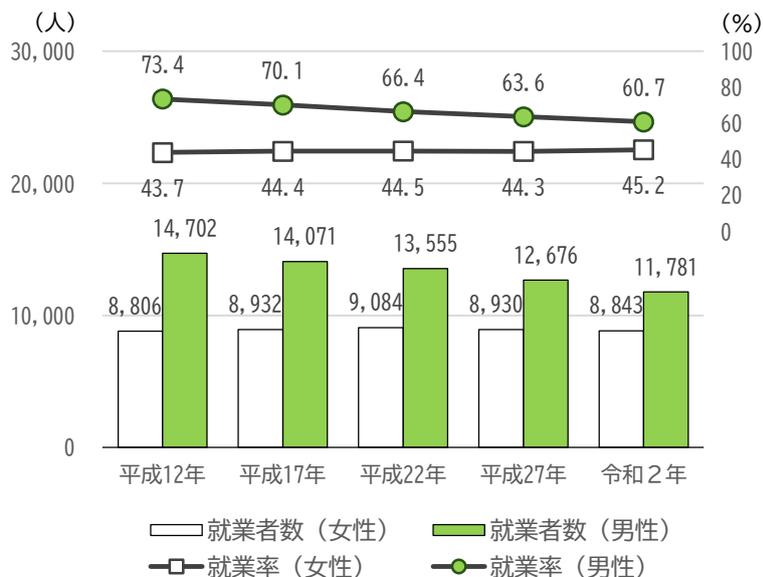
資料：埼玉県保健統計年報

3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本町の就業者数・就業率は減少傾向にあり、男女別にみると、男性は減少していますが、女性はほぼ横ばいで推移しています。令和2年の就業者数は、女性が8,843人、男性が11,781人となっています。

■就業者数・就業率の推移



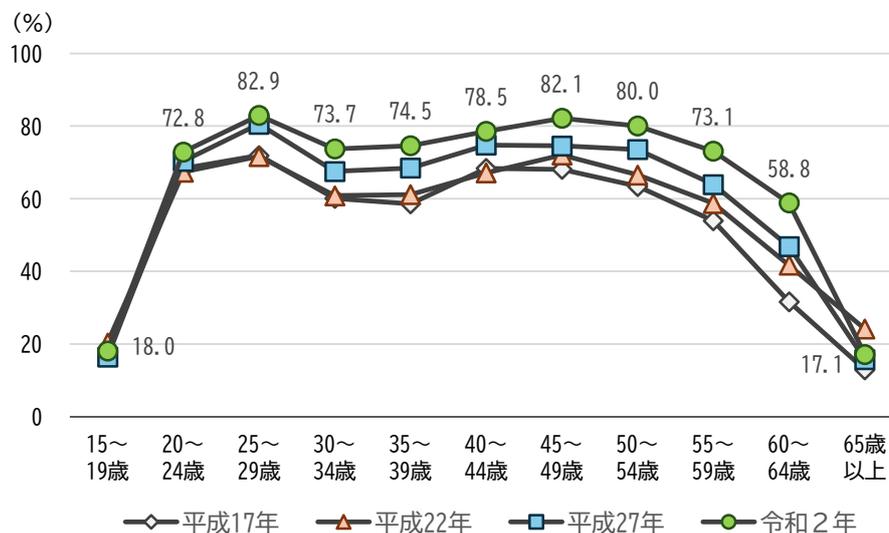
資料：国勢調査

(2) 年齢別労働力率

女性の労働力率は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。年齢別に前回比較をすると、30～64歳の上昇が顕著で、とくに45歳以降が目立っています。

また、年齢間の比較では、25～29歳、40～54歳で8割前後を示す中、30～39歳で一旦減少する「M字曲線」を示しています。

■女性の年齢別労働力率

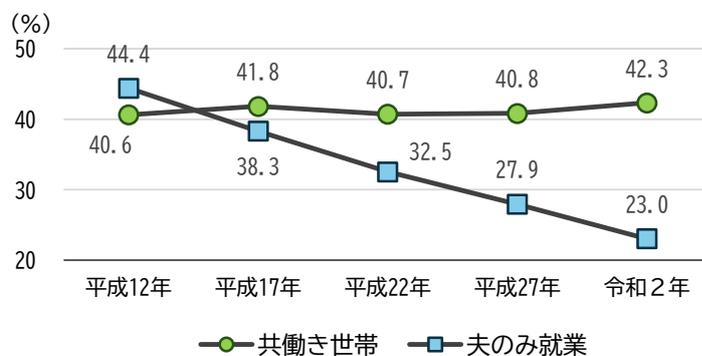


資料：国勢調査

(3) 共働き世帯数

共働き世帯数は、年々増加傾向にあり、令和2年で42.3%となっています。その一方で、夫のみ就業の世帯では減少が顕著で、令和2年で23.0%となっています。

■共働き世帯数の推移



資料：国勢調査

4 教育・保育事業の状況

(1) 幼稚園

町内の幼稚園は、公立が3か所、私立が1か所の計4か所あります。

町内の幼稚園の在園児童数は減少傾向にあり、令和6年5月1日現在では278人です。そのほか、町外の幼稚園に通う児童が76人おり、町内外の幼稚園在園児童数は合わせて354人となっています。

町内の幼稚園における年齢別在園児童数をみると、どの年代でも減少傾向にあり、令和6年5月1日現在、5歳が101人、4歳が95人、3歳が82人となっています。

■町内の幼稚園の利用状況

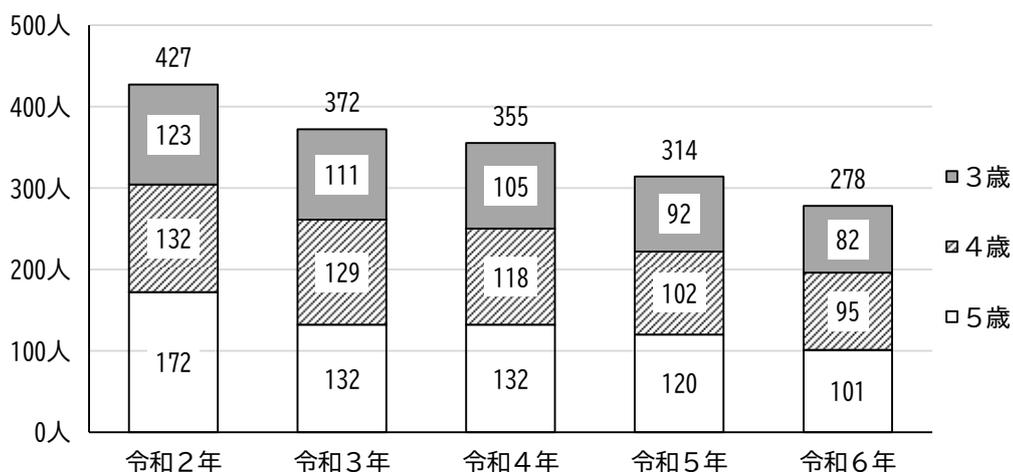
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数(か所)	4	4	4	4	4
定員(人)	985	985	985	985	985
在園児童数(人)	427	372	355	314	278
※町外幼稚園通園児童数(人)	110	104	106	87	76

資料：杉戸町 子育て支援課（各年5月1日現在）

■町内の幼稚園における年齢別在園児童数

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
3歳	123	111	105	92	82
4歳	132	129	118	102	95
5歳	172	132	132	120	101
合計	427	372	355	314	278



資料：杉戸町 子育て支援課（各年5月1日現在）

(2) 保育所（園）

町内の保育所（園）は、公立が3か所、私立が4か所の計7か所あります。

在園児童数は、令和4年以降、増加傾向で推移しており、令和6年4月1日現在では553人となっています。

町内の保育所（園）における年齢別在園児童数をみると、1・2歳と3～5歳で令和4年以降増加傾向がみられます。

■町内の保育所（園）の利用状況

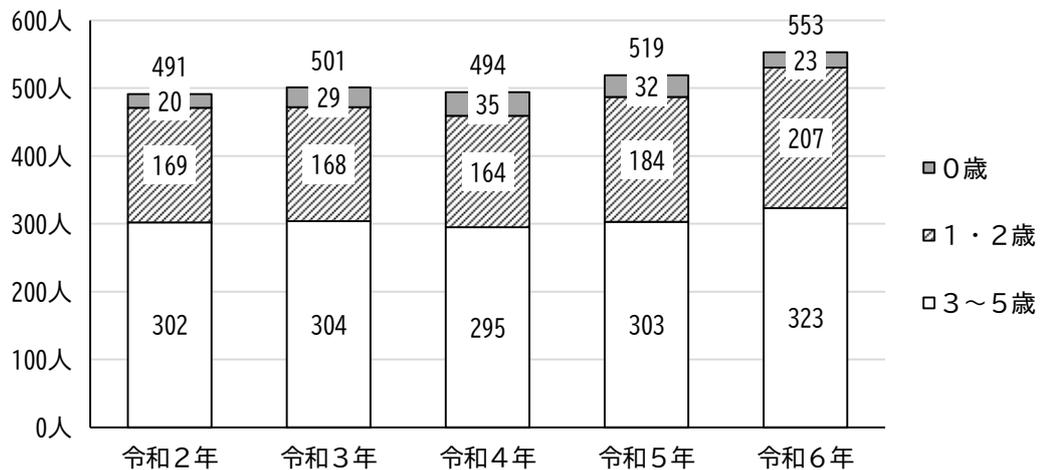
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数（か所）	6	6	6	7	7
利用定員（人）	517	517	517	607	607
在園児童数（人）	491	501	494	519	553

資料：保育所月報（各年4月1日現在）

■町内の保育所（園）における年齢別在園児童数

（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	20	29	35	32	23
1・2歳	169	168	164	184	207
3～5歳	302	304	295	303	323
合計	491	501	494	519	553



資料：保育所月報（各年4月1日現在）

(3) 小学校児童数

町内の小学校は、公立の小学校が6校あります。

本町の小学校児童数は令和2年以降減少傾向にあり、令和6年5月1日現在では1,798人となっています。

町内小学校の年齢別児童数をみると、どの年代も増減を繰り返している中、令和6年5月1日現在の小学1年生は252人とどの年代よりも少なくなっています。

■町内小学校の状況

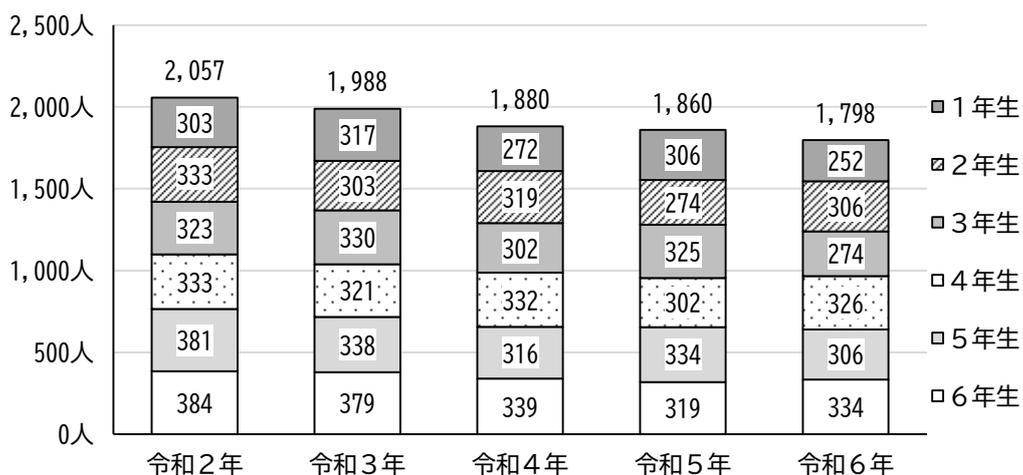
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数(校)	6	6	6	6	6
学級数(学級)	80	79	76	79	78
うち特別支援学級(学級)	11	11	11	11	10

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

■町内小学校の児童数

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生	303	317	272	306	252
2年生	333	303	319	274	306
3年生	323	330	302	325	274
4年生	333	321	332	302	326
5年生	381	338	316	334	306
6年生	384	379	339	319	334
合計	2,057	1,988	1,880	1,860	1,798



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 放課後児童クラブ（学童保育）の利用者数

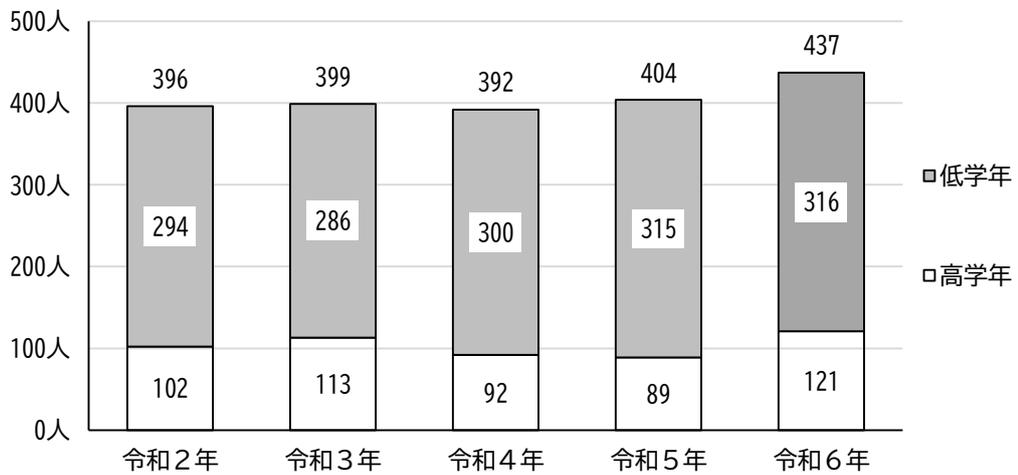
町内の放課後児童クラブ（学童保育）は公立民営のクラブが10か所あります。

利用者は令和5年に404人に増え、令和6年では前年から更に増加し、437人となっています。利用者のうち低学年が316人、高学年が121人と、低学年の利用者が多くなっています。

■放課後児童クラブ（学童保育）の利用者数

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
低学年	294	286	300	315	316
高学年	102	113	92	89	121
合計	396	399	392	404	437



資料：杉戸町 教育総務課（各年4月1日現在）

(5) 中学校生徒数

町内の中学校は、公立の中学校が3校、私立の中学校が1校の計4校あります。

本町の中学校生徒数は、令和5年まではほとんど横ばいとなっていました。令和6年5月1日現在では、1,400人を割り、1,396人となっています。

■町内中学校の状況

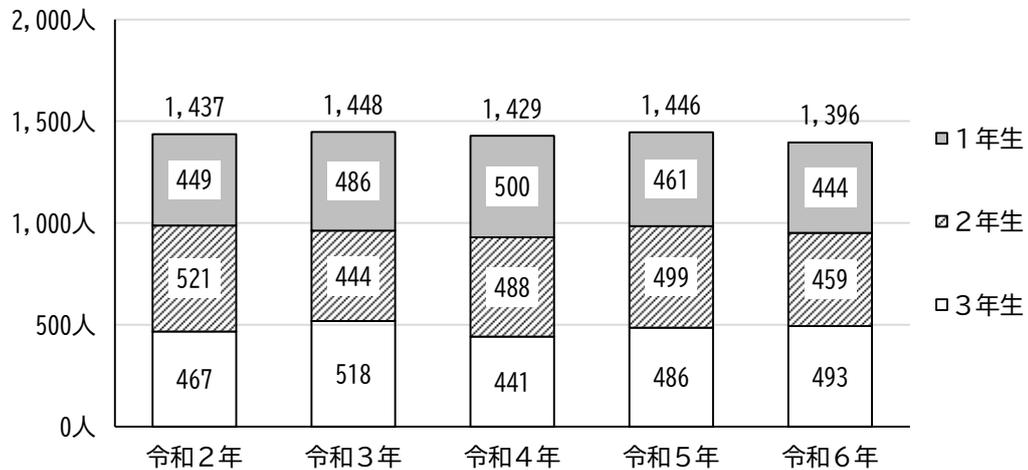
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数(校)	4	4	4	4	4
学級数(学級)	46	47	47	48	47
うち特別支援学級(学級)	5	6	7	7	6

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

■町内中学校の生徒数

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生	449	486	500	461	444
2年生	521	444	488	499	459
3年生	467	518	441	486	493
合計	1,437	1,448	1,429	1,446	1,396



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

5 アンケート調査からみる現状

(1) 実施概要

①調査設計

調査の区分	調査方法	調査対象者	調査時期
就学前児童保護者調査	郵送配布—郵送・Web併用回収	町内在住の0～5歳までの就学前児童保護者（無作為抽出）	令和6年 3月
若者調査	郵送配布—郵送・Web併用回収	町内在住の15歳～39歳の町民（無作為抽出）	
小学生・中学生調査	学校配付—学校回収	町内在住の小学5年生および中学2年生本人	
小学生・中学生保護者調査	学校配付—学校回収	町内在住の小学5年生および中学2年生の保護者	

②回収結果

調査の区分	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者調査	750	376	50.1%
若者調査	750	239	31.9%
小学生・中学生調査	737	673	91.3%
小学生・中学生保護者調査	737	574	77.9%

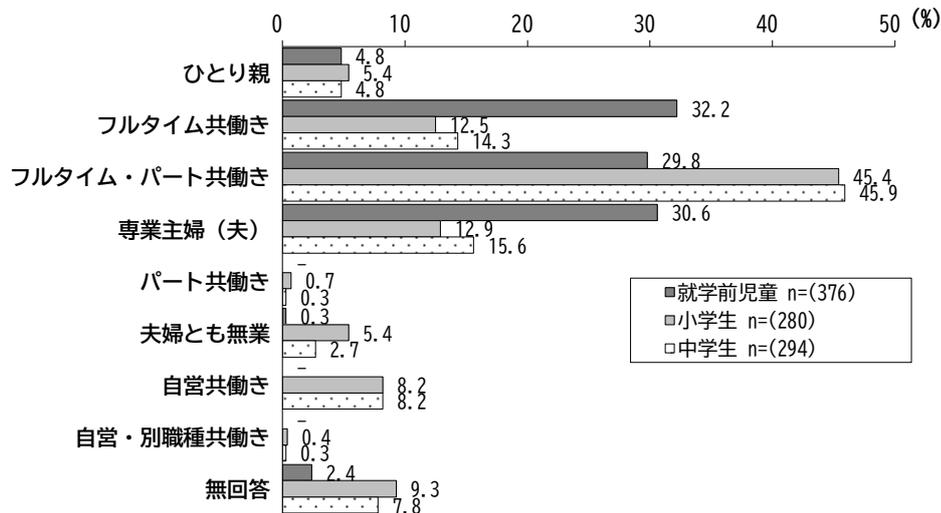
(2) 結果概要

1 こどもと家族の状況について

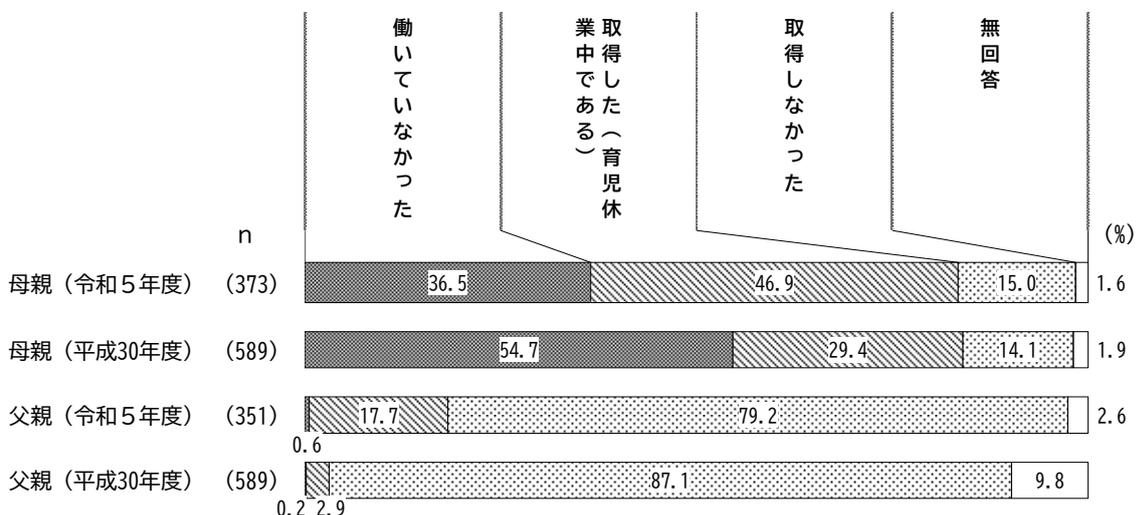
【現状と課題】

- ◆こどもがいずれの年代であっても共働きの家庭が6割以上を占めています。また、フルタイムで働く女性が増えていることから、今後も保育所や学童保育のニーズの高まりや、こどもを預ける時間の長時間化が進むことが考えられます。
- ◆共働き家庭の増加等を受け、働きながら子育てをするためには、保育サービスの充実が必要不可欠です。保育所等施設の整備を図るとともに、利用しやすいサービスの検討が重要と考えられます。
- ◆育児休業の取得率は母親、父親ともに上昇していますが、依然として父親の取得率は低い状況です。事業所等に対して子育てに関する職場の理解促進や仕事優先の働き方の見直しを図り、母親、父親ともに働きながら安心してこどもを育てられる環境を整備する必要があります。

①保護者の就労状況【就学前児童保護者、小学生保護者、中学生保護者】



②育児休業の取得状況【就学前児童保護者】

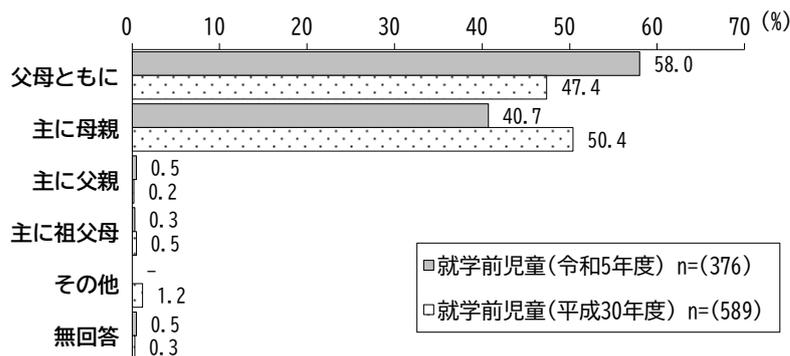


2 子育てへの関わり方について

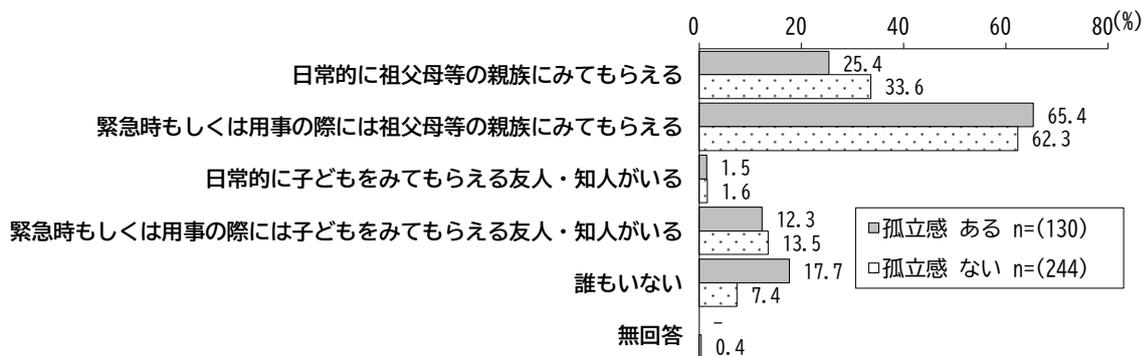
【現状と課題】

- ◆「母親」だけでなく「父母ともに」子育てに日常的に関わる傾向が強まっており、育児休業の取得率も上昇していること等から、「子育てを共に行う」意識の向上が見られます。一方で、4割以上が主に母親が子育てを行っており、依然として子育てにおける負担が母親にかかっている状況もうかがえます。
- ◆子育てに孤立感を覚えている人ほど子育てを主に母親のみで行っており、身近な人に子どもをみてもらうことや相談ができていないことが考えられます。ライフスタイルの多様化、地域とのつながりの希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で外出自粛や帰省控え、子育て仲間を作る機会や場が減少したことにより、子育て家庭の孤立化も懸念されます。
- ◆妊娠期から切れ目のない支援を行い、どの年代の子育て家庭であっても孤立しないように支援や見守り体制を充実させる必要があります。また、身近なところで子育て中の保護者と子どもが集まることができる場所や機会を増やし、保護者が不安や負担を抱えないように支援することも重要です。

①子育てを主にしている人【就学前児童保護者】



②孤立感別 子どもをみてもらえる親族・知人（就学前児童保護者、小学生保護者）



3 教育・保育事業等について

【現状と課題】

- ◆女性の就業率上昇等により共働き世帯が増加する中、保育所のニーズは依然として高くなっています。また、前回調査から幼稚園の利用者が減少する一方で、認可保育所の利用者は増加しており、保育所の利用意向も高まっています。
- ◆土日祝の教育・保育事業をたまに利用したい人が増えており、仕事や育児の合間にリフレッシュをしたいというニーズがあると考えられます。育児疲れ解消のための取組の必要性が考えられます。
- ◆母親の就労状況や世帯状況にあわせた教育・保育ニーズの動向を見極め、ニーズに合った教育・保育施設の整備等を進め、待機児童解消に向けてより一層対応を強化する必要があります。

①定期的に利用している教育・保育事業【就学前児童保護者】

(単位：%)

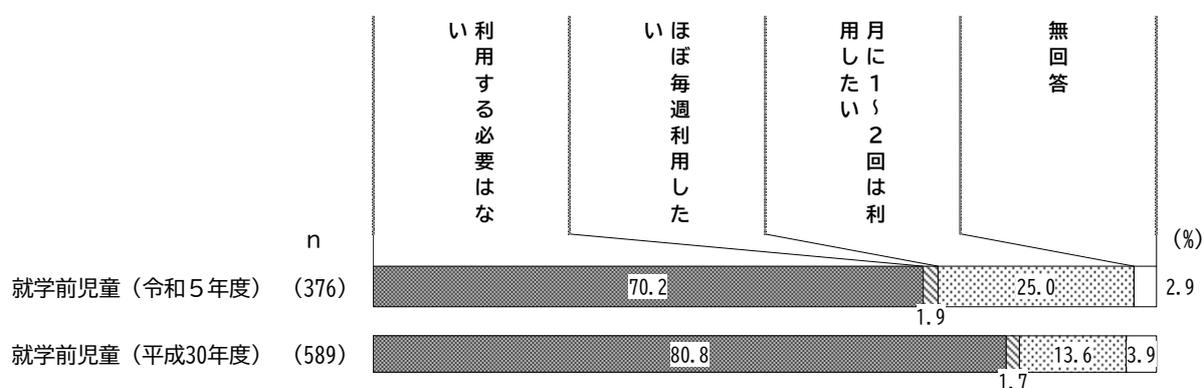
	就学前児童（令和5年度）（n=252）		就学前児童（平成30年度）（n=387）	
1位	認可保育所	54.4	幼稚園	58.9
2位	幼稚園	34.9	認可保育所	36.2
3位	幼稚園の預かり保育	8.3	幼稚園の預かり保育	7.2

②定期的に利用したい教育・保育事業【就学前児童保護者】

(単位：%)

	就学前児童（令和5年度）（n=252）		就学前児童（平成30年度）（n=589）	
1位	認可保育所	48.1	幼稚園	66.0
2位	幼稚園	44.7	認可保育所	40.7
3位	幼稚園の預かり保育	29.3	幼稚園の預かり保育	39.2
4位	認定こども園	18.6	認定こども園	20.4
5位	小規模な保育施設	7.7	小規模な保育施設	7.5

③日曜日・祝日の教育・保育事業の利用意向【就学前児童保護者】

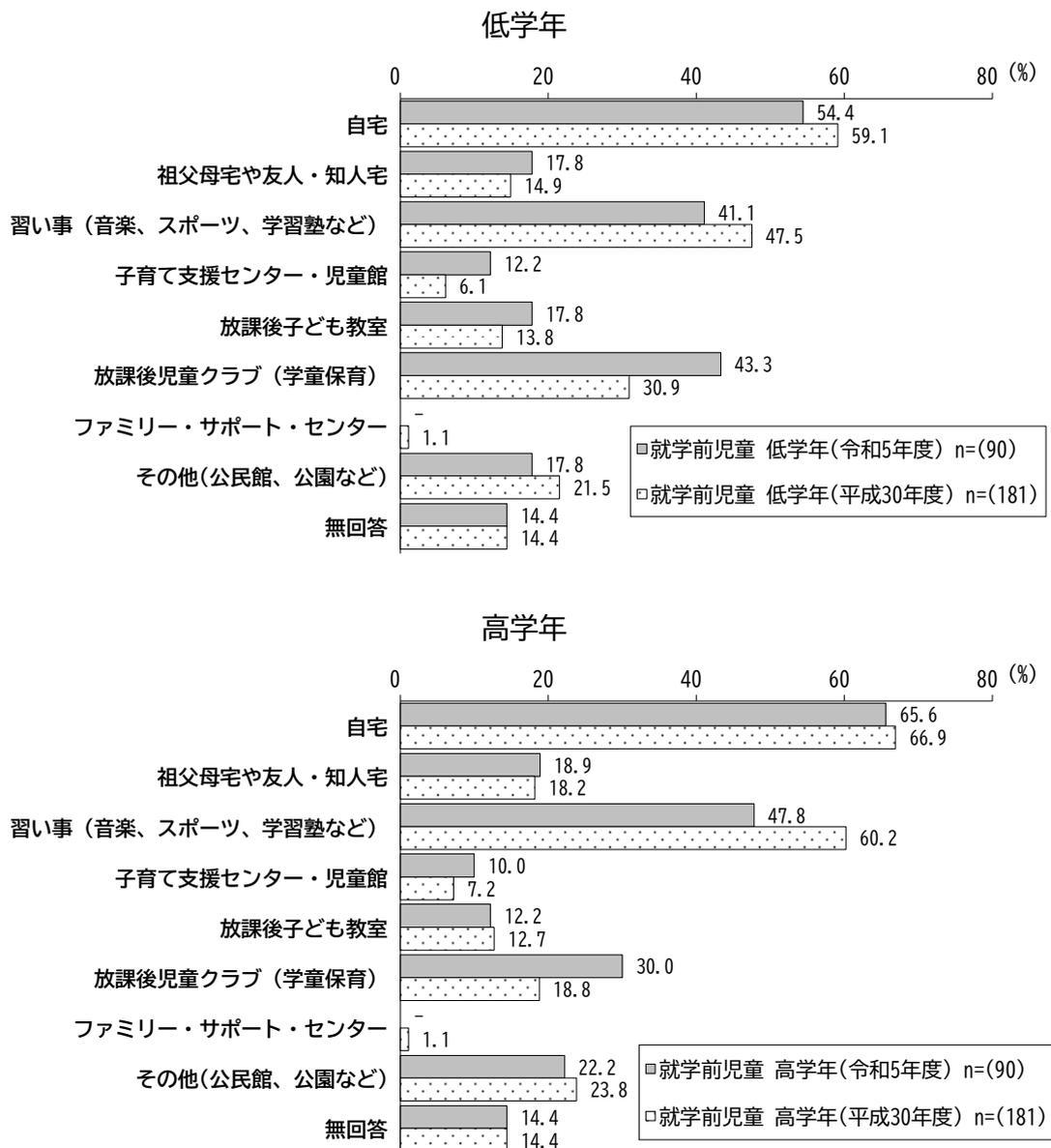


4 小学校の放課後の過ごし方について

【現状と課題】

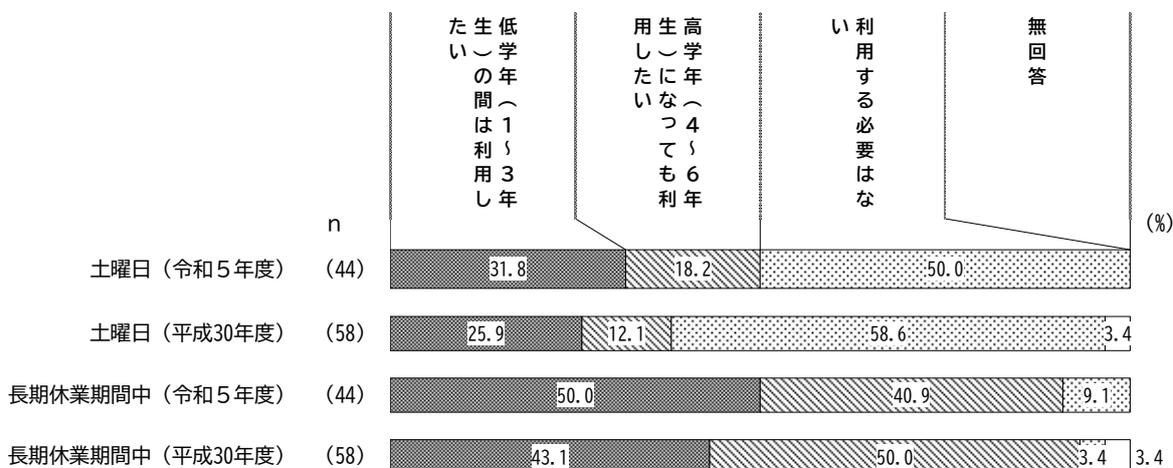
- ◆希望する放課後の過ごし方として学童保育が低学年、高学年ともに前回調査から増加しており、保護者の間で学童保育のニーズが高まっています。また、土曜日の学童保育の利用意向も低学年、高学年ともに高まっており、長期休業中についても低学年の間は利用したいが5割を占めています。共働き世帯の増加等により今後も低学年の間を中心に学童保育のニーズは高まっていくことが考えられます。
- ◆放課後児童クラブ（学童保育）をはじめとする放課後のこどもの居場所の整備や人材の確保はこども・子育て支援において重要な課題となっています。また、施設の充実だけでなく、仕事と子育ての両立ができるよう、保護者のニーズに合わせたサービスの検討も必要です。

①希望する放課後の過ごし方【就学前児童保護者】



②土曜日、長期休業期間中の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望

【就学前児童保護者】

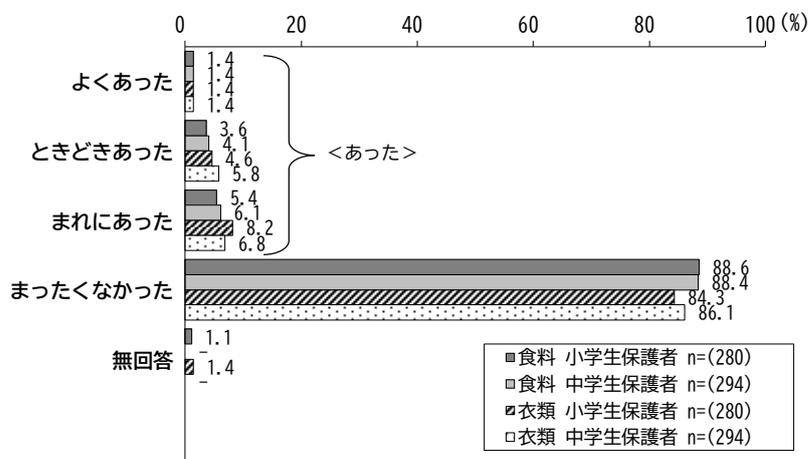


5 日頃の生活や子育てへの意識について

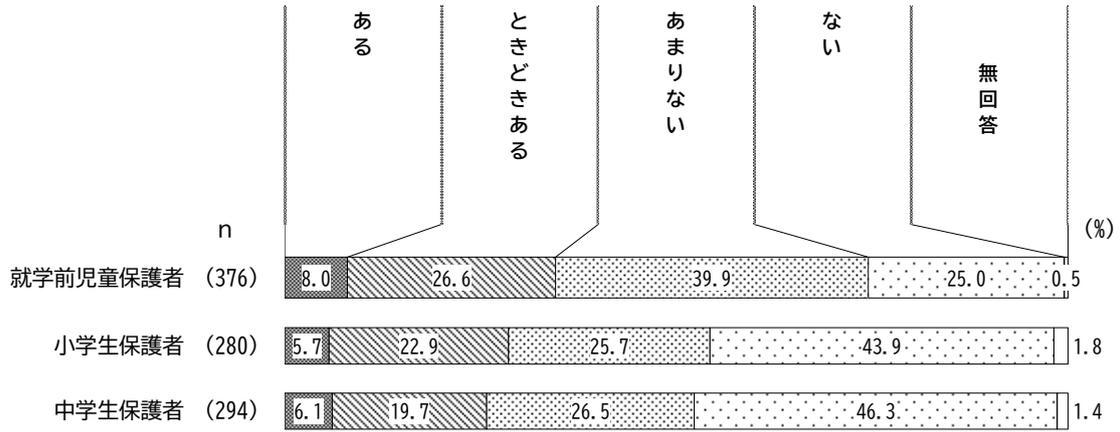
【現状と課題】

- ◆食料・衣類を買えなかった経験はどの世代でも「まったくなかった」がほとんどを占めますが、一方で経験がある人は1割台程度を占めています。
- ◆こどもが幼いほど孤立感を感じる傾向がみられます。さらに、孤立感がある人ほど子育てについてつらいと感じることや楽しさとつらさを同程度感じる傾向が見られます。
- ◆経済的な困窮や悩みを抱えていても周囲に相談できずに抱え込んでしまわぬよう、経済的支援の充実に加えて、孤立化を防ぐために切れ目のない相談支援や関係機関等との連携強化を行う必要があります。また、幼児期の経済的支援だけでなく、小学生、中学生等幅広い年代の子育て家庭への支援が必要と考えられます。

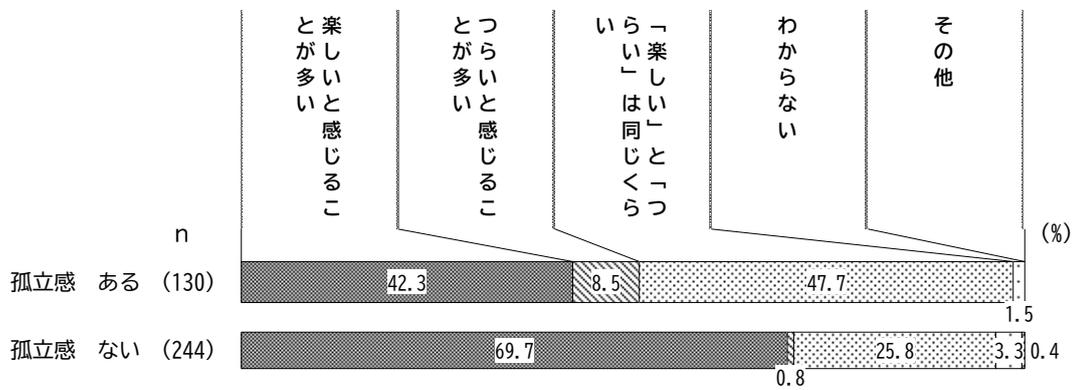
①経済的な理由で食料・衣類を買えなかった経験【小学生保護者、中学生保護者】



②子育てに関する孤立感【就学前児童保護者、小学生保護者、中学生保護者】



③孤立感別 子育てを楽しんでいること【就学前児童保護者】

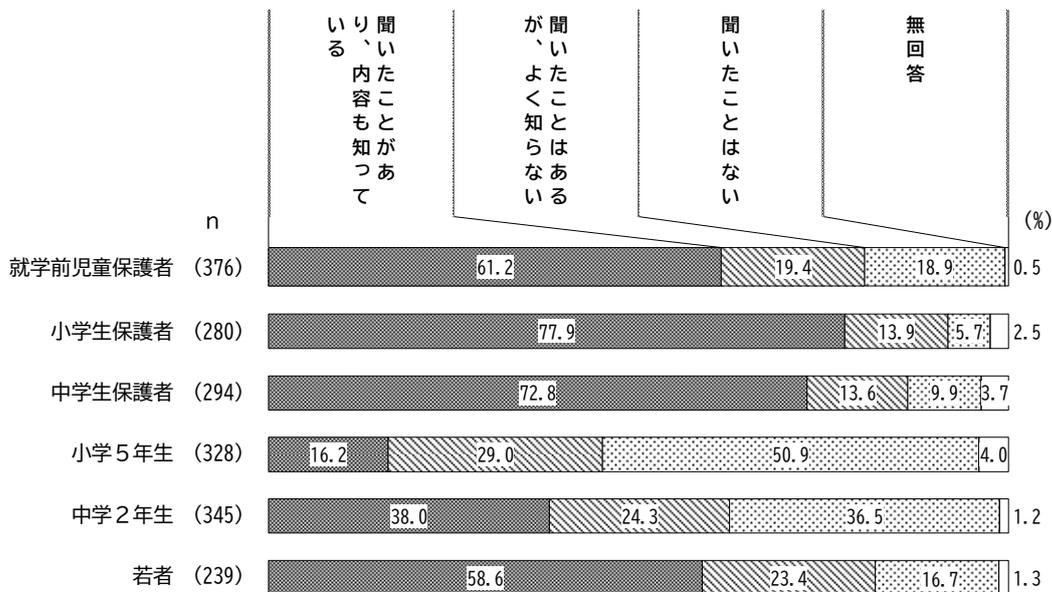


6 こども・子育て全般について

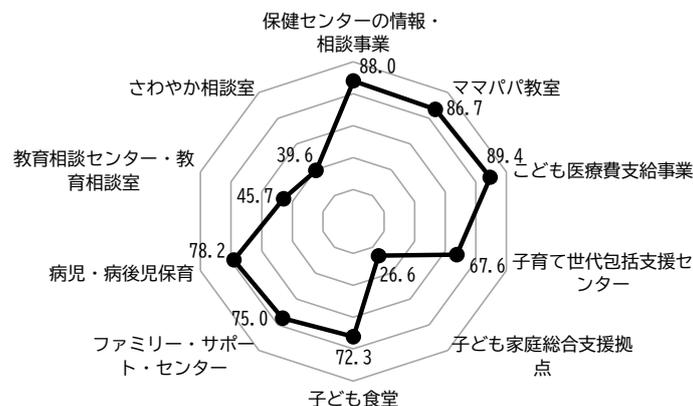
【現状と課題】

- ◆「ヤングケアラー」について、保護者の認知度は6割以上と高くなっていますが、当事者となりうるこどもの間では内容まで理解している割合が低くなっています。本人の自覚を促し、周囲がヤングケアラーに気付けるように学校等での周知・啓発を進める必要があります。
- ◆こども・子育て関連のサービスによっては認知度が5割に満たないものもあり、必要としている人に適切に情報を届ける必要があります。忙しい保護者が適切に情報をキャッチできるよう、インターネットや広報誌を用いた積極的かつわかりやすい情報発信の工夫や幅広い場所への情報提供を進めることが重要です。
- ◆こども、子育て家庭が住みやすいまちづくりを進めるために、経済的支援を中心に、こどもの遊び場や施設の充実、交流機会の創出等、多岐にわたる子育て支援ニーズを把握し、支援の充実に努めることが重要です。

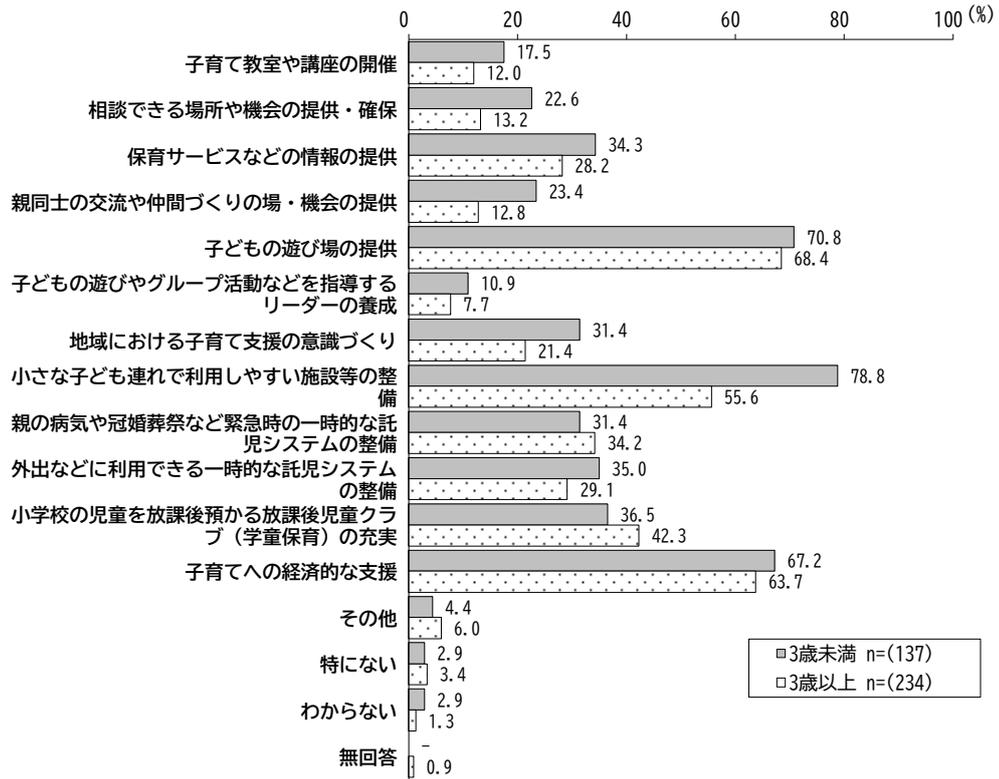
① ヤングケアラーの認知状況【就学前児童保護者、小学生保護者、中高生保護者、こども本人】



② こども・子育て関連サービスの認知状況【就学前児童保護者】



③子育て支援で充実を希望すること【就学前児童保護者、小学生保護者、中高生保護者】

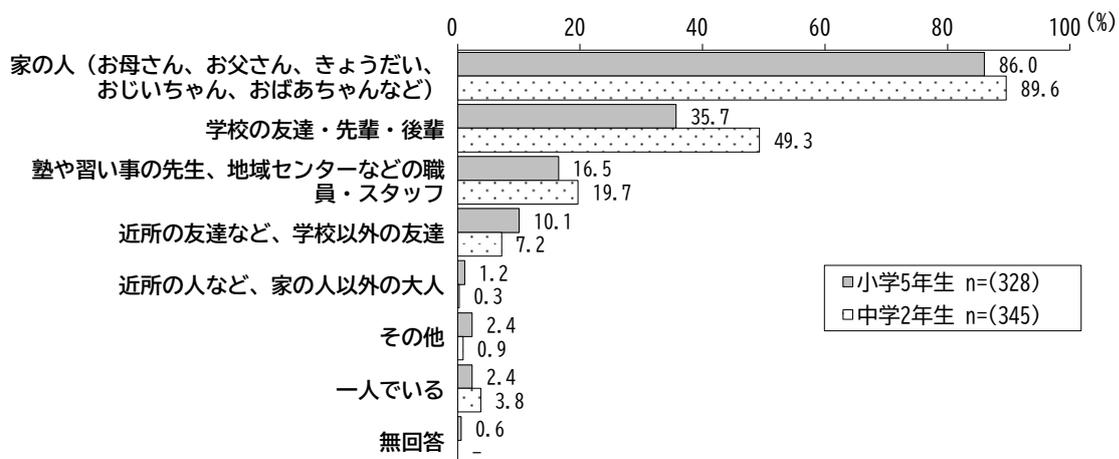


7 こども・若者の生活について

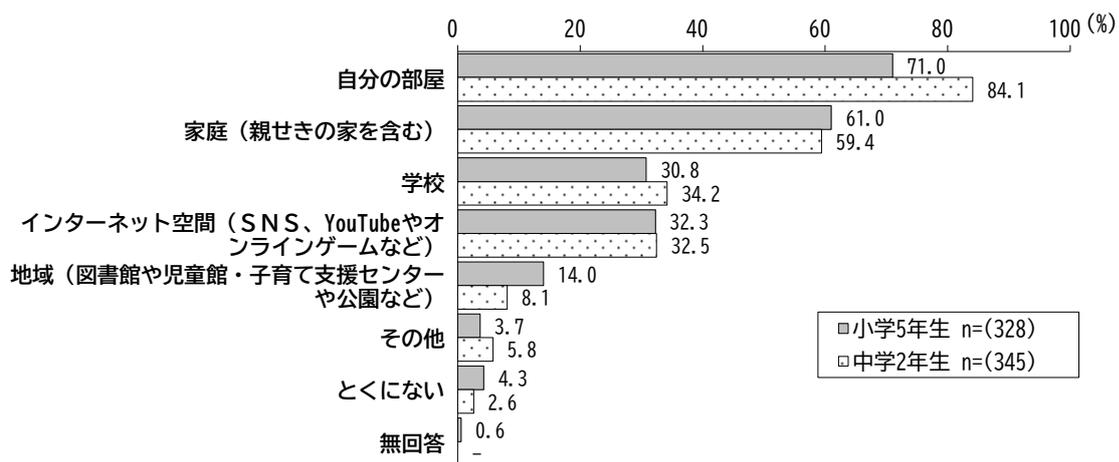
【現状と課題】

- ◆小学生、中学生ともに、放課後は家の人と過ごす傾向が見られますが、中学生は小学生よりも学校の友達・先輩・後輩と過ごす人が多くなっています。
- ◆自分にとっての居場所として、小学生、中学生ともに自分の部屋や家庭が多く挙げられていますが、小学生は中学生に比べて地域を居場所と感じている割合が高くなっています。
- ◆共働き世帯が増加していることを踏まえ、放課後のこどもの居場所の確保は重要な課題です。こどもが安全に過ごせる居場所づくりを地域も巻き込んで進め、こどもの孤立化を防ぐ必要があります。

①放課後を一緒に過ごす人【小学5年生、中学2年生】



②自分にとっての居場所【小学5年生、中学2年生】

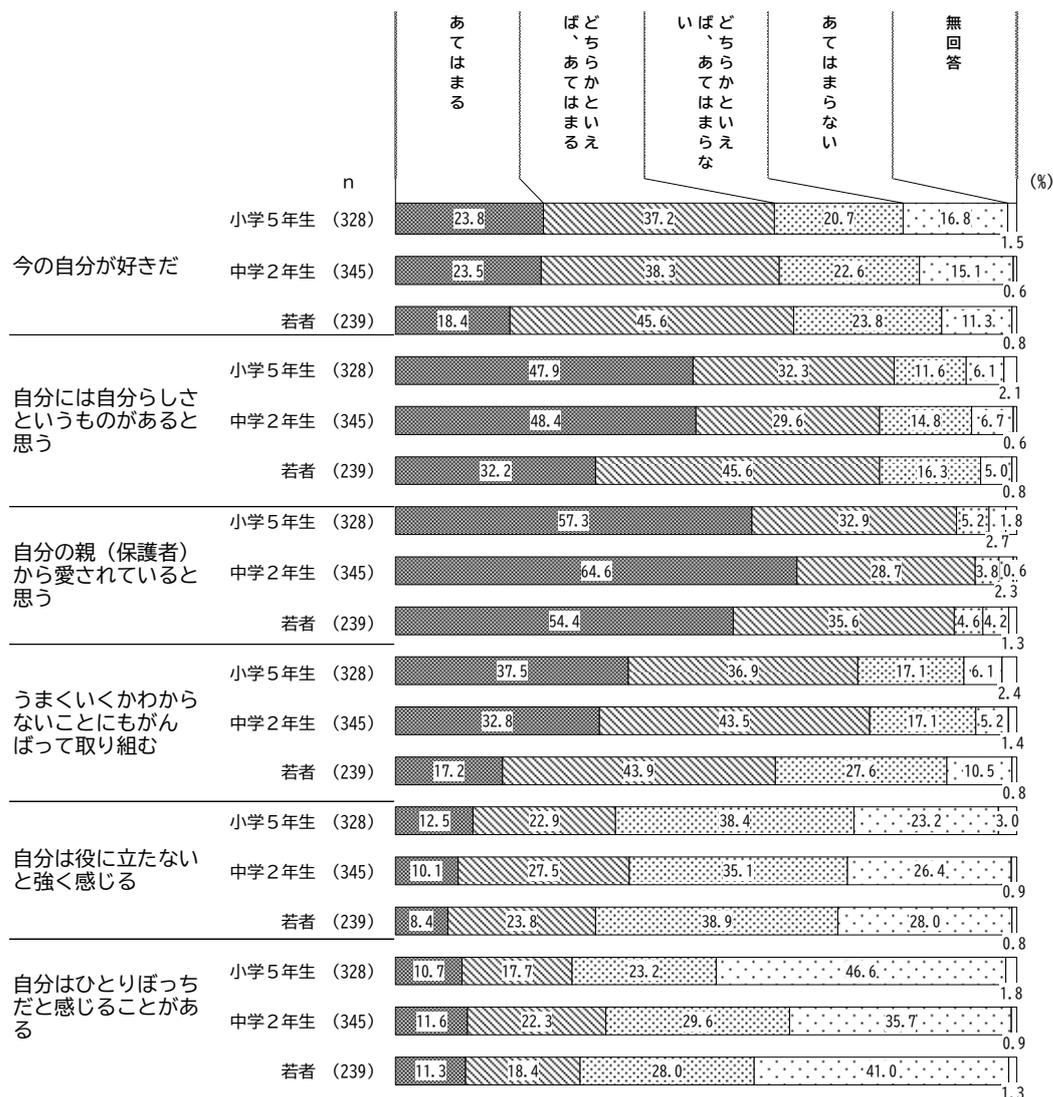


8 こども・若者の意識について

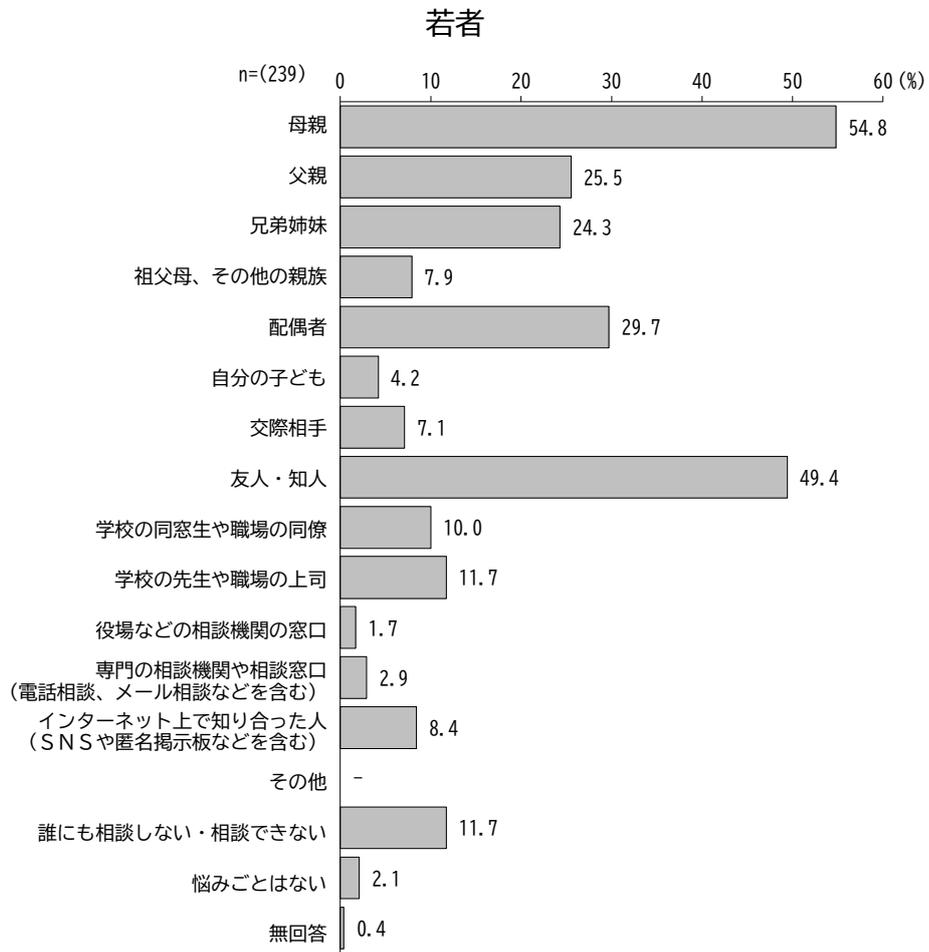
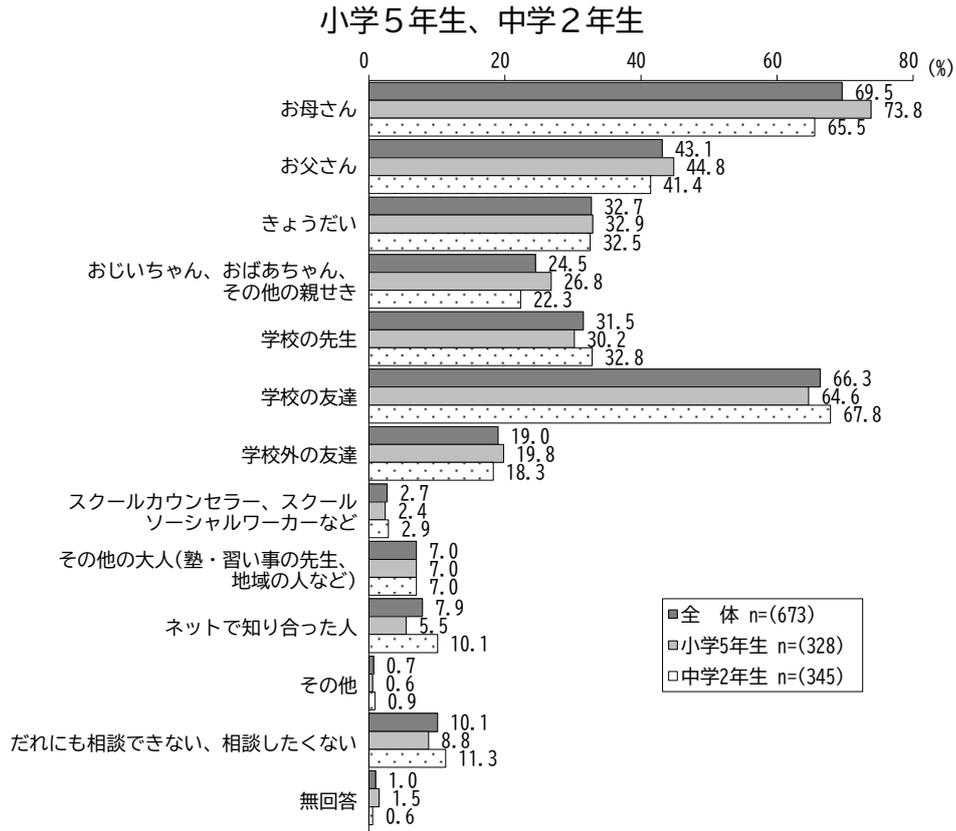
【現状と課題】

- ◆こども大綱の指標のひとつである『今の自分が好きだ』と感じるこども・若者の割合は国の目標値の70%を下回り6割台となっています。
- ◆どの年代でも相談相手がないが1割程度となっており、家族や友人等の身近な人に相談できない、相談相手がない、相談ができない状況に置かれていることが懸念されます。
- ◆居場所や相談できる人の有無とこどもの自己肯定感には相関があるとされています。こどもの健やかな成長に必要である自己肯定感を高めるために、個性を認め合う教育や取組を進めるとともに、こどもが孤立しないように困難や生きづらさを感じているこどもが周囲とつながりを持てるような支援や相談体制の充実を図る必要があります。
- ◆年代が上がるほど現在の暮らしを苦しいと感じる傾向がみられます。また、孤立感を感じている人は定住意向が低く、将来への希望も持ちにくい状況です。こどもや若者の未来に向けて、経済的援助や地域とのつながりの創出、居場所の提供など、様々なニーズに合わせて取組を進める必要があります。

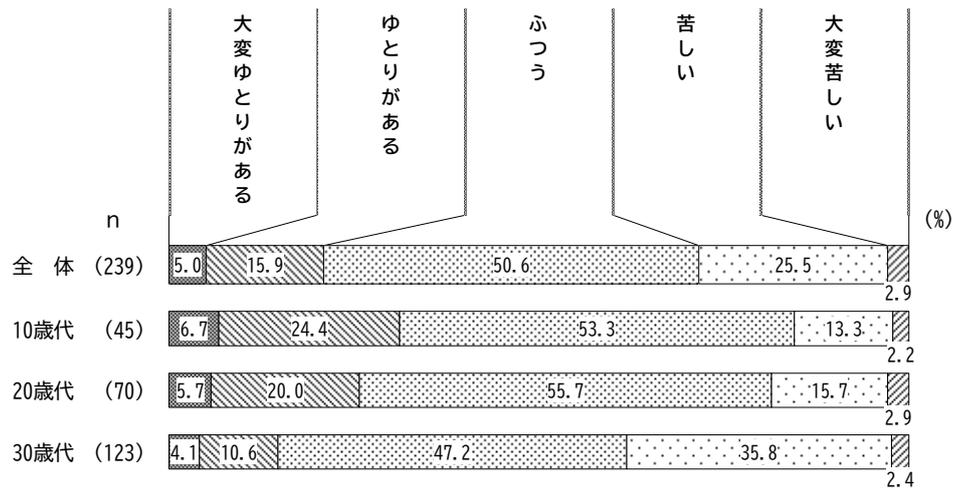
①自分自身に対して思うこと【小学5年生、中学2年生、若者】



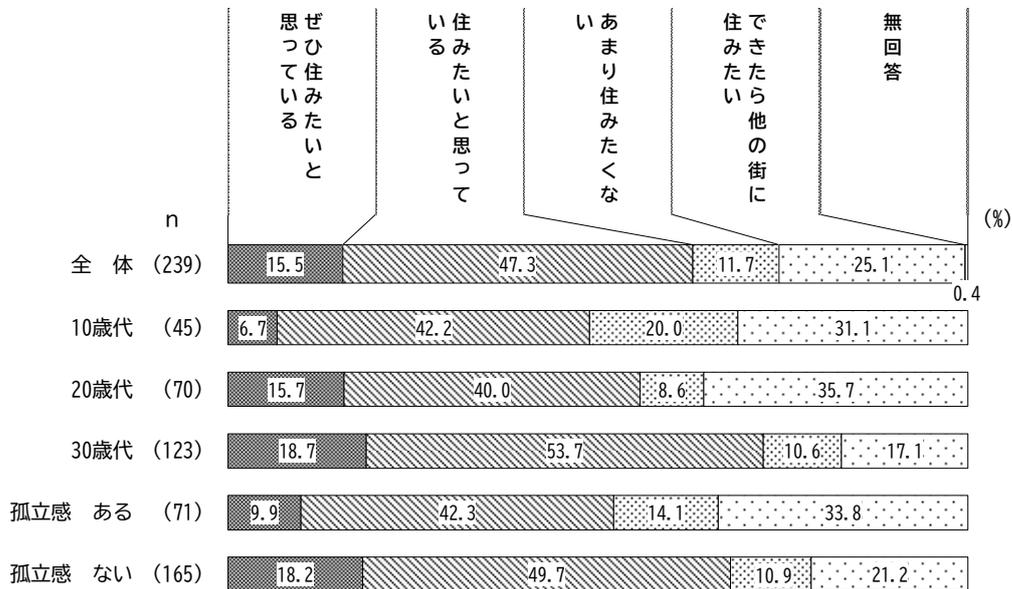
②相談相手の有無【小学5年生、中学2年生、若者】



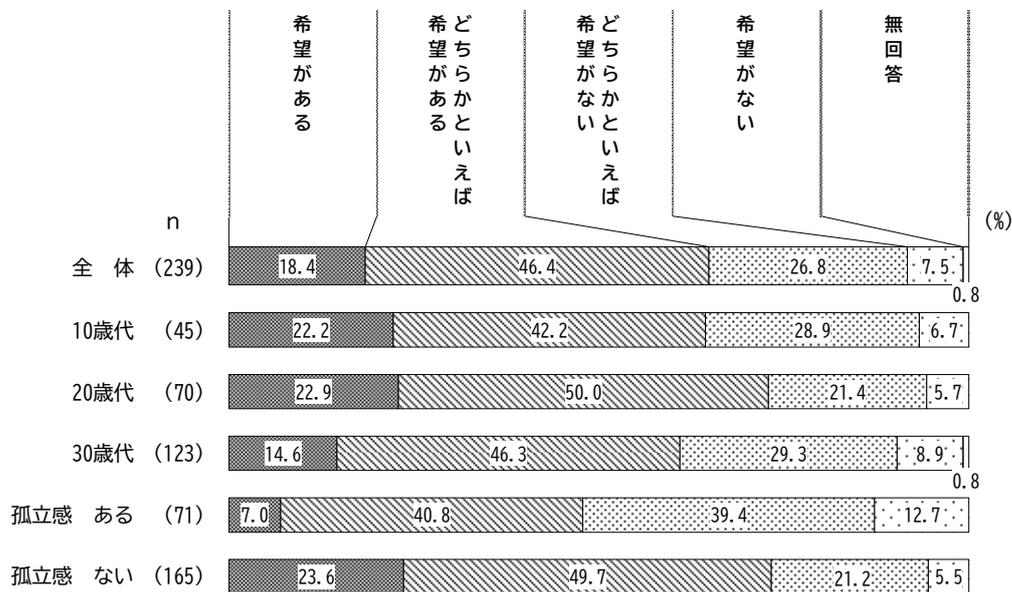
③現在の暮らしの状況【若者】



④現在の暮らしの状況【若者】



⑤将来に明るい希望があるかどうか【若者】



6 イベントでのこどもの意見聴取

(1) 実施概要

調査対象	杉戸町内の小学生～大学生世代
調査日	令和6年6月22日(土)
調査手法	図書館にて実施のイベントに訪れたこども・若者にアンケート調査を配付し、その場で回答・回収
回収数	34人 ■性別 男性28名、女性5名、答えたくない1名 ■年齢 10～12歳7名、13～15歳23名、16～22歳4名

(2) 結果概要

杉戸町コミュニティセンターの利用経験

- 「利用したことがある」人が12名と35.3%を占めており、「利用したことはないが知っている」を加えると、杉戸町コミュニティセンターを知っている人は過半数を占めます。
- 一方で「知らなかった」は15名と44.1%となっています。

杉戸町内にある施設で利用したい場所

- 「カルスタすぎと(町立図書館)」が27名と79.4%と、利用意向が高くなっています。次いで「杉戸町コミュニティセンター」が41.2%、「アグリパークゆめすぎと」が32.4%となっています。

「居場所」(ほっとできる場所、安心できる場所)と感じる場所

- 30名から回答があり、「家」という声が多数ありました。
- 施設としては「学校」や「図書館」、「カルスタすぎと(町立図書館)」、「ココティすぎと」といった声もみられます。
- 「友人と過ごせる場所」や「静かな場所」といった声もみられました。

「居場所」に求めること

- 28名から回答があり、「静か、落ち着く」、「居心地が良い」という声が多数ありました。また、「安心できる場所」という声もみられています。
- 「自分を必要としてくれる」、「自分の意見を言える」といった声もみられ、自分を尊重してくれる場所に安心感を覚えるということがうかがえます。
- また、「楽しい」という声もみられました。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画では、「杉戸町子ども・子育て支援事業計画」の理念を継承するとともに、こども基本法の趣旨を踏まえ、こども計画の基本理念を以下のように掲げます。

<基本理念>

**笑顔が輝き しあわせ実感
誰もが健やかに成長できるまち すぎと**

こども基本法では、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

こどもの権利が尊重され、こども・若者、子育て家庭の誰もが幸せな状態で生活することができ、子として、親として、健やかに成長していけるよう、地域全体で支援するまちづくりを推進していきます。

2 計画の基本目標

基本目標1 いきいきと こども・若者が主体的に輝き育つまち

こどもまんなか社会の実現に向けて、こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格を持った個人として尊重し、こども・若者が最善の利益を享受できる環境を整えます。

基本目標2 すべての親子・若者が健やかに暮らすまち

母子の健康に関する支援をはじめ、子育て当事者の仕事と子育ての両立支援など、親子ともに健やかに暮らすことができるよう切れ目なくサポートします。

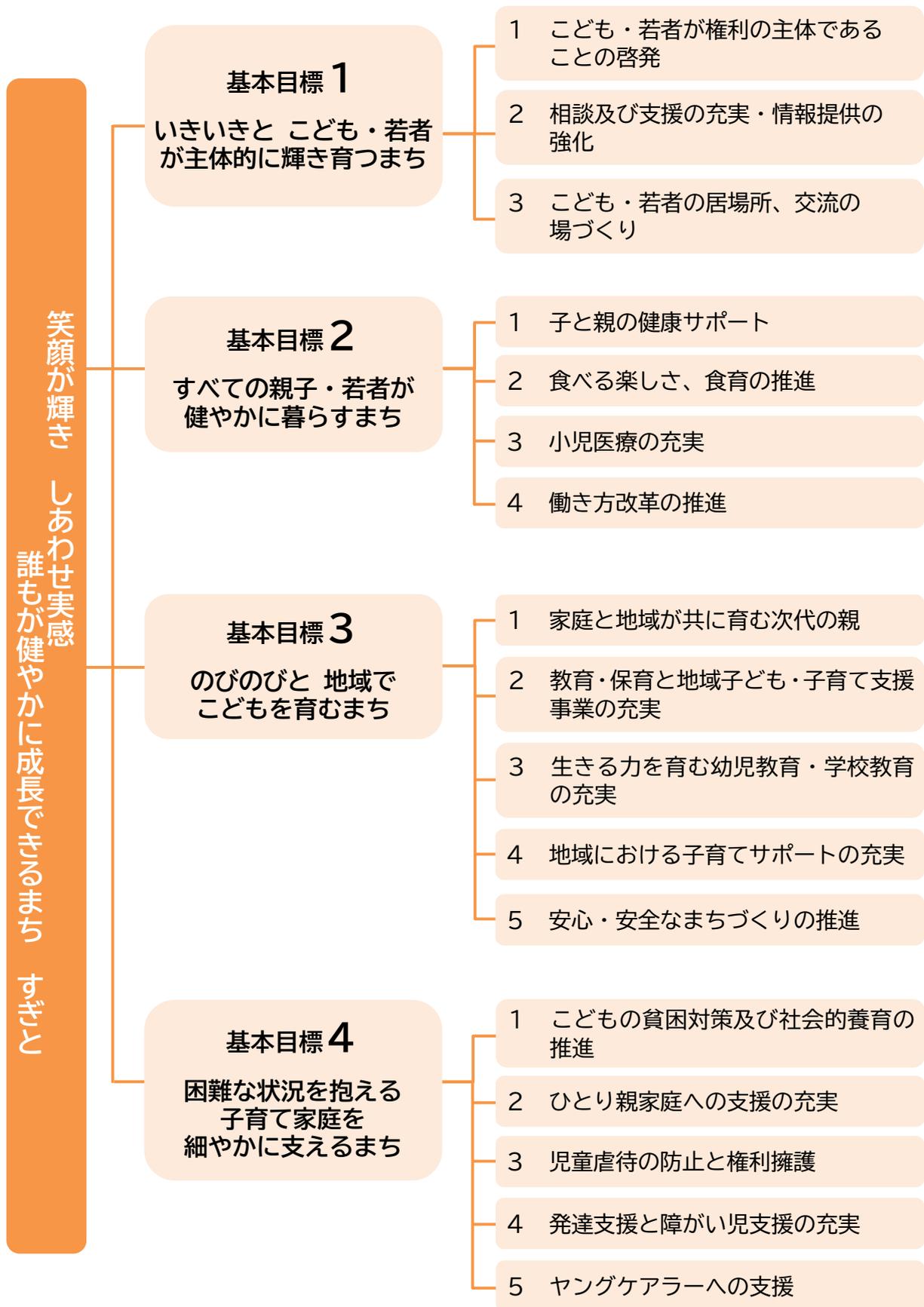
基本目標3 のびのびと 地域でこどもを育むまち

こどもの健やかな成長のためにライフステージに応じた支援の充実を図り、こどもも子育て家庭も安心して暮らせるように学校や地域の様々な場において、みんなですぎとの子を育成します。

基本目標4 困難な状況を抱える子育て家庭を細やかに支えるまち

全てのこども・若者・子育て家庭を支えるために、経済的支援や養育支援等を充実するほか、悩みや問題を受け止め、当事者に丁寧に寄り添い、信頼関係を構築しながら解決に向けて支援します。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 いきいきと こども・若者が主体的に輝き育つまち

1 こども・若者が権利の主体であることの啓発

こども大綱において、こども・若者が幸福な生活を送るためには、こども・若者を権利の主体として認識し、その個性を尊重し、権利を保障して最善の利益を図ることが大切と示されています。こども・若者の権利を保障するために、こども・若者が権利の主体であることを広く周知し、社会全体でその認識を共有する必要があることから、普及啓発や学習機会の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	「こどもの人権・権利」に関わる意識の醸成及び知識の習得	保育園及び幼稚園の日常保育において、各園児の個性を認め尊重しあい、他者との豊かな関係を築くための人権保育を実施します。また、各種研修会に参加し、知識の習得に努めます。	子育て支援課
2	「こどもの人権」に関する啓発事業	こどもの人権について理解を深めるため、各種関係機関と連携し、職員向け等の研修や人権作文などの啓発活動を実施します。	人権・男女共同参画推進課 社会教育課
3	児童虐待防止月間に合わせた普及啓発	こども家庭庁では、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」としているため、広報紙等を介し、周知・徹底を図ります。	子育て支援課
4	「こどもの権利」に関わる図書の充実	こどもの権利を尊重する意識の醸成を行い、こどもの人権について理解を深めることをねらいとして、図書館における図書の充実を図ります。	社会教育課

2 相談及び支援の充実・情報提供の強化

全てのこども・若者や子育て当事者が安心して暮らせるように、関係機関等との連携を強化して、幅広い年代や相談内容に応じた相談及び支援体制の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
5	こども家庭センター運営事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を一体的に提供する目的として「こども家庭センター」を設置し、妊娠・出産・子育てに関する相談や必要に応じてサポートプランの策定、また、関係各課及び地域の関係機関との連携を強化しつつ、即時性や機敏性に留意した包括的かつ継続的な支援を実施します。	子育て支援課 健康支援課
6	こども家庭センターとの連携による相談強化（地域子育て相談機関）	保育園及び幼稚園、また、地域子育て支援拠点等は、妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる身近な相談機関として位置づけ、子育て世帯と継続的につながりながら各種支援に努めます。	子育て支援課
7	教育相談所運営事業（スクールソーシャルワーカーの配置）	教育相談所に「教育相談室」「適応指導教室」を開設し、幼児・児童・生徒の教育上の問題や悩みについて、保護者や教師からの教育相談に応じ、助言・指導・支援を行います。	学校教育課
8	さわやか相談室の設置	各中学校に、さわやか相談室を設置し、相談員がスクールカウンセラーとともに、こどもや保護者の相談・支援を行います。	学校教育課
9	校内少人数支援室の設置	学校教育の中で、不登校等様々な「困り感」を抱えている児童・生徒が安心して学べる居場所として、校内少人数支援室を設置し、個々の児童・生徒に寄り添ったきめ細やかな指導・支援を行います。	学校教育課
10	消費生活相談	消費生活トラブルを抱える若者に対して、資格を持つ専門の相談員が適切な助言を行います。	産業振興課
11	人権相談	人権問題や悩みごとについての相談を行います。	人権・男女共同参画推進課

3 こども・若者の居場所、交流の場づくり

全てのこども・若者が安心・安全に過ごせる居場所が持てるよう、こども・若者の視点に立ち、年代によって多様なニーズに応じた居場所づくりを進めます。

また、社交性、コミュニケーション能力等を育み、こどもの健やかな成長を促進させるために、多様な世代との交流機会を創出します。

No.	事業名	事業内容	担当課
12	児童館の充実	地域における遊び場や居場所を提供するとともに、こどもまつりや季節の行事(交流会)などの活動を通じて児童の健全育成を図ります。また、公民館や放課後児童クラブ(学童保育)などにおいて、出前児童館を実施します。	子育て支援課
13	子育て支援センターにおける児童館事業の展開	地域における遊び場を提供するとともに、児童館と連携した各種事業を通じて児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
14	青少年相談員活動の促進	地域のこども達のよき理解者として、自然体験や創作活動等を通じて、こども達の健全な成長をサポートします。	子育て支援課
15	生涯学習センター・町立図書館におけるこども向け事業	夏休みの「図書館お泊り会」や「朝活図書館」などを開催し、本や人を通じたこども達の体験機会や読書環境づくりの提供を進めます。	社会教育課
16	放課後子供教室の充実	地域の方々の参画を得て、放課後におけるこども達の安心・安全な活動場所を確保し、地域間交流・異世代間交流の機会が得られる環境の構築を進めます。	社会教育課
17	スポーツ少年団活動の促進	こども達の身近なスポーツ団体として、スポーツ少年団の活動を支援します。	社会教育課
18	公民館におけるこども向け事業	古代体験学習、親子観劇、親子料理教室などの様々な活動を通して、こどもにとって多様な体験や仲間づくりができ、親子・親同士の交流も図られる公民館事業を推進します。	社会教育課
19	こどもの遊び場の充実	地区の公園など、身近な遊び場や居場所の充実を図ります。	都市施設整備課
20	公民館における高齢者との交流事業	郷土に伝わる伝統遊び体験などを通じて、こどもと高齢者の交流を図ります。	社会教育課

No.	事業名	事業内容	担当課
21	なかよし広場事業	こどもの健やかな成長を願うとともに、保護者が安心して育児ができるよう、就園前の子育て支援を実施します。	子育て支援課
22	二十歳（はたち）の集い	「二十歳（はたち）の集い」に向けての活動を通じた「交流の場」を提供します。併せて、若者の意見聴取を行います。	社会教育課
23	若者の出会いの機会創出事業	結婚を希望する方に対して、「SAITAMA 出会いサポートセンター」の利用を促進することで、出会いの機会を提供し、その後の出産・人口増へつなげます。	総合政策課
24	「こども食堂」及び「学習支援」の運営支援	こどもが安心して利用でき、人とのつながりや教育・体験の機会を通じてこどもの自己肯定感を育み、貧困や孤独・孤立の解消、さらにはコミュニティの再生などの役割を担う居場所の一つとして、地域ボランティア団体等が運営する「こども食堂」や「学習支援の場」などの運営を支援します。	子育て支援課

基本目標 2 すべての親子・若者が健やかに暮らすまち

1 子と親の健康サポート

こどもの健やかな育ちや子育て当事者の安心・安全な子育てを支援するために、母子保健事業を推進します。また、子育て当事者の育児不安解消のために、健診等の機会を捉えて当事者に寄り添ったきめ細かい相談支援に取り組みます。

No.	事業名	事業内容	担当課
25	母子健康手帳の交付・妊婦健康診査の実施	母子健康手帳交付時に子ども家庭支援員との面接を実施し、様々な情報を必要な時に入手できる環境を整備します。また、妊娠中の異常を早期発見し、適切な保健指導を行うため、妊婦健康診査を実施します。	健康支援課
26	ママパパ教室の開催	出産・育児に対する準備教室を実施します。	健康支援課
27	妊産婦・乳幼児訪問指導	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問を実施します。また、妊娠期からの継続的な支援や養育支援が必要な家庭等に訪問を実施します。	健康支援課
28	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査（3～4か月児・9～10か月児・1歳6か月児・3歳児）の受診率の向上と未受診者の把握に努めるとともに、1か月児・5歳児健診の実施に向けた準備や調整を図ります。	健康支援課
29	健康相談	健康に関する相談を実施し、育児不安の軽減・虐待予防に努めます。	健康支援課
30	予防接種	各年齢層に応じた予防接種を実施します。乳幼児に対しては、家庭訪問・乳幼児健診時に、また、学生に対しては、個別通知、広報・ホームページ掲載により周知し、接種率の向上を図ります。	健康支援課
31	杉戸町母子愛育会活動の支援	母子愛育会活動を支援します。	健康支援課
32	不妊治療等に対する支援	不妊治療・不妊検査、不育症検査を実施した家庭に対して、費用の一部を助成します。	健康支援課

2 食べる楽しさ、食育の推進

教育・保育施設、学校等と連携し、健康な食習慣や栄養、食の楽しさについて学習する機会を創出することで、こどもや子育て当事者に対して、こどもの心身と豊かな人間性を育む上で重要な食育について啓発を進めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
33	教育・保育施設における食育の推進	幼稚園、保育園において、季節の行事食やイベント食など食文化の継承に向けた食育の推進や地産地消などの各種取組を推進します。また、保護者を対象に食に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	子育て支援課
34	学校における食育の推進	こども達が将来にわたり、自らの食生活に関心を持って健康な生活を送れるよう、栄養教諭を中心に、関係教科や総合的な学習の時間、給食の時間等における食育を実施します。	学校教育課
35	地産地消の促進	町立の小・中学校において、地域食材の使用を推進します。	教育総務課 産業振興課
36	離乳食教室	管理栄養士による講話と調理実習、試食などを行い、乳幼児の食生活の基礎となる「離乳食」についての学習機会を提供し、発達段階に応じた食に関する情報提供を通じて、子育て不安の軽減に努めます。	健康支援課
37	栄養相談	管理栄養士による栄養相談を随時実施するほか、乳幼児健診における栄養相談を実施し、食事や栄養、発育に関する不安や悩みの解決に努めます。	健康支援課

3 小児医療の充実

こどもが地域においていつでも安心して医療サービスを受けられるように、こども医療費の助成や、近隣市町を含めた医療関係者等との連携・協力による医療体制の整備を行い、小児医療の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
38	こども医療費支給制度の充実	18歳を迎える年度末までの児童にかかる医療保険適用の医療費を支給します。	子育て支援課
39	小児休日診療	感染症が流行する12月～3月の休日の午前に、杉戸町・幸手市両医師会の小児科医の協力のもと、在宅当番診療を実施します。	健康支援課
40	小児救急医療体制	東部北地区管内の小児科の病院にて、休日の昼間と毎日の夜間の時間帯に小児の二次救急診療を実施します。	健康支援課

4 働き方改革の推進

子育て当事者が仕事と育児の両立に悩むことなく、ゆとりをもって安心してこどもを育てることができるよう、事業者や町民等に向けてワーク・ライフ・バランスの重要性の周知啓発等を行い、仕事と育児の両立が図れる職場環境づくりに関する取組を推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
41	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	国・県等の関係機関から提供された情報を事業所向けに幅広く発信するなど、普及啓発を進めます。	産業振興課
42	男女共同参画意識の啓発	男女共同参画についての認識を深められるよう、研修会や講演会などの啓発活動を実施します。	人権・男女共同参画推進課
43	子育てと業務の両立をめざす勤務環境の整備	子育てと業務の両立を図り、仕事と生活を調和させていくため、杉戸町特定事業主行動計画に掲げる取組を推進します。	総務課

基本目標3 のびのびと 地域でこどもを育むまち

1 家庭と地域が共に育む次代の親

こどもが豊かな心を育み、適切な生活習慣や生きる力を身に付けられるように、家庭や地域、学校等において多様な体験や様々な交流の機会を提供し、こどもの健やかな成長を見守り、支援します。

No.	事業名	事業内容	担当課
44	家庭教育に関する学習機会	保護者がこどもに基本的な生活習慣や社会的マナーを身に付けさせることができるよう、公民館において、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。	社会教育課
45	「すぎの子憲章」の啓発	イベント等を通じて「すぎの子憲章」の啓発を進めます。	子育て支援課
46	あいさつ運動	各小・中学校PTA等の関係団体との共催により、あいさつ運動を実施します。道徳心を養い、心のふれあいを推進します。	住民協働課
47	有害環境対策	青少年育成推進員協議会による町内の巡回調査を行い、啓発活動を実施します。違法・有害情報との接触から青少年を守るため、携帯電話のフィルタリング等の啓発に取り組みます。	子育て支援課

2 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の充実

全てのこどもが質の高い教育・保育を適切に受けられ、子育て当事者が安心して地域で子育てができるよう、引き続き多様化するニーズを的確に捉え、教育・保育の質の向上と量の拡充を図るほか、子ども・子育て支援事業の充実に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
48	幼児期の教育の充実	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に、「生きる力」の基礎を育みます。また、幼児期の発達の特性に応じた幼児教育を提供します。	子育て支援課
49	保育サービスの充実	小学校就学の始期に達するまでの児童のうち、保育を必要とするこどもを対象に保育を行い、その健全な心身の発達を図ります。	子育て支援課
50	子ども・子育て支援事業の充実	子育て家庭の多様なニーズに応えるため、関係各課が横断的な連携の下、本町の地域の実情に合わせて、こどもと子育て家庭を支援する一時預かり保育事業などの各種子育て支援事業を実施します。	子育て支援課 健康支援課 教育総務課

3 生きる力を育む幼児教育・学校教育の充実

幼児期は生涯にわたる人格形成にとって重要な時期であることから、こどもが安心・安全な環境の中で健やかに自分らしく成長できるよう、各関係機関において多様な教育活動を実施し、こどもに様々な体験を提供していきます。

No.	事業名	事業内容	担当課
51	就学前教育の充実	幼稚園、保育園職員の研修及び指導計画の共通化等による専門的機能を生かし、幼児教育の質的向上と子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課
52	信頼を基盤とした生きる力を育む学校づくり	小・中学校においては、地域及び家庭との連携・協力を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めるとともに、指導法・指導体制の工夫改善を図りながら、全教育活動を通して「確かな学力の育成」「豊かな人間性の育成」「健康・体力の向上」を推進します。	学校教育課
53	乳幼児とのふれあいの機会	幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、その特性を踏まえ、幼児との信頼関係を十分に築きながら、幼児と共によりよい教育環境を創造します。また、キャリア教育の視点から、こどもの個性を認め、よさを生かす活動として、総合的な学習の時間や家庭科の学習及び社会体験事業等において、幼稚園や保育園等で乳幼児とふれあう機会を提供します。	子育て支援課 学校教育課
54	幼・保・小の架け橋プログラム	幼稚園・保育園と小学校との連絡会を開催し、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図ります。	子育て支援課 学校教育課
55	学校施設開放	地域のスポーツ及びコミュニティの活性化を図るため、学校施設を開放し、有効活用を図ります。	社会教育課
56	学校教育と保健センターの連携による健康教育	希望のあった小・中学校において、健康なからだづくりをテーマに健康教育を実施するほか、思春期の心身の健康づくりに必要な相談体制を整備します。	学校教育課 健康支援課

4 地域における子育てサポートの充実

保護者が子育てに関する不安や孤立感を抱くことなく、全ての子育て家庭が安心して地域に住み続けられるように、それぞれの状況に寄り添い、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援を実施します。

No.	事業名	事業内容	担当課
57	こども家庭センター運営事業【再掲】	こどもの健やかな成長をサポートすることを目的に、子ども家庭支援員を中心として0歳から18歳までの全てのこどもとその家庭、また妊産婦を対象に様々な相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援を行います。	子育て支援課 健康支援課
58	子育て支援センター等における情報発信	子育て支援センターを中心に、関係各課が横断的な連携の下、乳幼児期の子育てに関する様々な情報を発信します。	子育て支援課
59	子育て支援センター相談員の配置	子育て支援センターに、子育てに関する情報提供や相談支援、子育て講座の開催を担う職員として、相談員を配置します。	子育て支援課
60	子育て相談(子育て支援センター)	子育て相談を随時受付し、いつでも気軽に応じられる相談体制の確保に努めます。また、こども家庭センターと連携し、適切な相談提供及び情報共有を図ります。	子育て支援課
61	交流の場づくり(子育て支援センター)	親子が気軽に集うことができ、子育てに関する相談や子育て家庭同士の交流ができる場を提供します。	子育て支援課
62	育児サークルの育成・活動支援(子育て支援センター)	近年、子育ての孤立化が顕著であるため、子育て家庭同士が仲間を作り、子育てに対する喜びを共有したり、また、子育て相談等が気軽にできるよう育児サークルの育成や活動の場を提供します。	子育て支援課
63	育児教室・子育て講習会等の開催(子育て支援センター)	年齢別育児教室や子育て知識を習得するための講習など、子育て家庭を支援するための各種講習会を開催します。	子育て支援課
64	幼稚園・保育園における相談事業	幼児期教育の重要性や子育て家庭との連携を図ることの大切さを踏まえ、定期的な個人面談や随時相談を実施します。また、こども家庭センターと連携し、適切な相談提供及び情報共有を図ります。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
65	公民館における子育て支援事業	子育て中の保護者が子育てに関する情報を交換し、互いに子育てのノウハウを身に付けられる子育て支援事業を実施します。	社会教育課
66	移住・定住促進事業	子育て世代や若い世代に選ばれる町・住みたい町となるよう、転入による移住者や町内転居による定住者の増加に向けたプロモーションを実施します。	総合政策課
67	出産・子育て応援事業の推進	出生のお祝い並びに子育て支援として、出生お祝い品を贈呈します。出生または2歳未満のお子さんが転入された際に、家庭用ゴミ袋を贈呈します。	子育て支援課
68	妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなげます。	健康支援課
69	妊婦のための支援給付	子育て世帯の経済的支援のため、妊娠時及び出産時に支援給付を行います。	健康支援課
70	産後ケア	退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。	健康支援課

5 安心・安全なまちづくりの推進

こどもが犯罪や事故に巻き込まれることなく、子育て当事者が安心して子育てができるまちづくりを進めるために、地域の関係機関等と連携してこどもが犯罪や事故に巻き込まれることのないよう、防犯に関する取組を強化します。

No.	事業名	事業内容	担当課
71	子育て世帯への支援	町営・県営住宅などの入居募集の情報を提供します。町営住宅の入居申告登録においては、父子・母子・多子世帯を優先して登録を行います。	建築課
72	杉戸町子ども 110 番「ホッとハウス」	杉戸町子ども 110 番「ホッとハウス」を委嘱し、こどもを一時的に保護する緊急避難所としての役割をお願いします。安心・安全な登下校を地域の力で守ります。	学校教育課
73	交通安全対策	登下校において、交通指導員・スクールガードリーダー及び地域住民ボランティア等とともに交通安全に努めます。	学校教育課
74	交通安全施設の整備	交通安全施設の充実を図るとともに、通学路の点検結果等をもとに危険箇所の改善に努めます。	危機管理課
75	交通安全教育	警察、交通指導員、交通安全関係団体と連携した交通安全教室を実施します。	危機管理課
76	防災行政無線等を活用した防犯	下校時間帯に一斉放送を行うとともに青色防犯パトロールを実施し、見守り活動を通じて犯罪の抑制を図ります。	危機管理課

基本目標4 困難な状況を抱える子育て家庭を細やかに支えるまち

1 こどもの貧困対策及び社会的養育の推進

こどもの貧困は経済面だけでなく、心身の健康や進学機会にも影響を与え、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。生まれ育った環境によってこどもの現在と将来が左右されることのないよう、こどもの貧困の解消と貧困の連鎖を断ち切るための取組を進めます。

また、生きづらさや困難を抱えているこども・若者や子育て家庭に対し、地域ぐるみで当事者に寄り添った支援ができるよう関係機関等との連携を強化します。

No.	事業名	事業内容	担当課
77	こどもの貧困対策の推進	生活保護に至る前の段階から、民生委員・児童委員をはじめ県や関係機関と連携して生活に困窮した世帯の自立を支援します。また、貧困の連鎖を防止するため、そうした子育て世帯へパントリーやこども食堂の情報提供及び学習支援や就学援助費の支給等を行います。	子育て支援課 福祉課 学校教育課
78	社会的養育の推進	児童が家庭において健やかに養育されるよう、子育て世帯を支援するとともに、虐待等により家庭における養育が適当でない場合には、県や児童相談所等の関係機関と連携を図り、必要な措置を講じます。	子育て支援課
79	自殺対策に関連した普及啓発、人材養成等の取組（メンタルヘルスの普及啓発、ゲートキーパーの養成等）	自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気付き、専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における町民一人ひとりの役割等について意識の醸成を図るため、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開します。また、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応をとることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。	健康支援課
80	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用（産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用）を助成します。	健康支援課

2 ひとり親家庭への支援の充実

仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、経済面や家庭生活において困難に直面している場合があります。ひとり親家庭が地域で安心して暮らしていけるよう、様々な課題やニーズに対応し、経済的支援だけでなく、就労支援や相談支援等の充実も図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
81	児童扶養手当の支給	広報紙やホームページの掲載、窓口での案内等により該当者に制度の周知を図ります。	子育て支援課
82	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	児童扶養手当の申請時にパンフレットを該当者に渡すとともに、窓口等で周知を図ります。	子育て支援課
83	自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金	児童扶養手当の申請時にパンフレットを該当者に渡すとともに、窓口等で周知を図ります。	子育て支援課
84	ひとり親家庭等医療費助成の充実	保険医療費の一部を助成することで、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。	子育て支援課
85	養育費確保支援事業の推進	養育費の確保を支援するため、養育費の保証促進補助金及び養育費に関する公正証書作成補助金を交付します。	子育て支援課

3 児童虐待の防止と権利擁護

児童虐待はこどもの心身に深い傷を残し、その後の人生において様々な生きづらさにつながりかねない、許されない行為です。虐待の理由には貧困や障がい、DV等様々な困難が背景にある場合も多いことから、困難を抱える子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化を進め虐待予防に取り組むことに加え、早期発見、早期対応に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
86	保育園・幼稚園における相談支援活動	こども家庭センターや児童相談所等との連携を図り、必要に応じて面接や助言等を行います。また、各種研修会に参加し、知識の習得に努めます。	子育て支援課
87	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の状況を的確に把握し、地域の関係機関等がこどもやその家庭に関する情報、また、考え方を共有し、適切な連携の下、効果的な支援を行います。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
88	支援体制の整備充実	DV被害者の保護と自立への支援のため、庁内関係各課をはじめ関係機関との連携を図り、支援体制を充実させます。	人権・男女共同参画推進課
89	女性相談窓口の充実	夫・パートナーからの暴力をはじめ、女性の悩み全般について相談できる窓口の充実に努めます。	人権・男女共同参画推進課
90	児童虐待防止の推進	広報紙やホームページの活用、街頭活動等により、児童虐待防止についての住民意識の向上を図ります。また、乳幼児健診未受診者の把握や訪問活動などを通じて、虐待の早期発見に努めます。	子育て支援課 健康支援課

4 発達支援と障がい児支援の充実

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して地域で暮らせるように、特別な配慮を必要とするこどもとその保護者に寄り添った相談支援体制の整備を進めます。また、幼稚園、保育園等の関係機関との連携を図り、こどもの状況に合わせた適切な教育・保育環境の提供体制を整備します。

No.	事業名	事業内容	担当課
91	乳幼児健康診査等による要療育児の早期発見	幼児健康診査（1歳6か月児・3歳児）では、保健師等のほか臨床心理士等の専門職を交え、療育が必要なこどもの早期発見・早期支援を行います。	健康支援課
92	乳幼児健全発達支援相談指導事業（個別相談）	発達に心配のある乳幼児や育児不安のある保護者等に対し、個別相談を実施します。	健康支援課
93	幼稚園・保育園での受入れ	就園に際し、関係機関等との連携を図り、適切な相談支援を実施します。また、各園の受入れ体制の確保に努めます。	子育て支援課
94	放課後児童クラブ（学童保育）での受入れ	関係機関との連携を図り、障がい児の受入れ体制の充実に努めます。	教育総務課
95	特別支援教育	障がい等に応じた教育を推進するため、特別支援学級及び通級指導教室を設置し、幼稚園、小・中学校教員への研修を実施します。また、幼稚園、小・中学校を訪問し、教育的支援を必要とするこどもへの望ましい教育的対応について、臨床心理士が教員への助言や相談を行います。	学校教育課

No.	事業名	事業内容	担当課
96	障がい児福祉サービス	児童福祉法に基づき、療育が必要な児童に対して、集団生活の適応のための専門的な支援や、生活能力向上のための訓練等のサービス等を提供します。	福祉課

5 ヤングケアラーへの支援

本来大人が担うとされている家事や家族の世話等を日常的に行っているこどもをヤングケアラーと呼び、ケアが日常化することでこどもの生活に支障が出てしまうことが問題となっています。本人やその家族に自覚がない場合も多く問題が顕在化しにくいことから、ヤングケアラーに関する正しい理解を促進し、実態把握に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
97	「ヤングケアラー」に関する啓発事業	町民全体への周知をはじめ、民生委員・児童委員、地域活動団体等への普及啓発を行います。	子育て支援課 福祉課
98	「ヤングケアラー」に関する実態把握	国・県等と連携し、小・中学校の児童・生徒、高校生世代へヤングケアラーの実態を把握するための調査を実施します。	子育て支援課 学校教育課

第5章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援事業

こどもと子育て家庭が、幼稚園や保育所（園）、認定こども園などの教育・保育施設及び事業を利用するにあたり、子ども・子育て支援新制度のもとでは、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定には大きく分けて1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、こどもの年齢や保育の必要性のほか、保育を必要とする時間、その他優先すべき事情などを勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を踏まえて計画します。

■年齢と認定（利用できる主な施設及び事業）

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所（園） 認定こども園
2号認定 (保育短時間認定)			
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

次ページ以降の教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見方

量の見込み：
将来推計人口や事業の利用率などから算出される当該年度のニーズ量（需要量）を表示

確保方策：
現在の施設状況や今後の整備状況を勘案した事業種類毎の提供可能な量（供給量）を表示

差：
(確保方策) - (量の見込み) により算出される事業の需要と供給の差（マイナスは不足量を示します）

	計画年度	
	令和7年度	令和8年度
推計児童数（〇～〇歳）		
量の見込み（A）		
確保方策（B）		
特定教育・保育施設		
〇〇〇〇〇〇〇〇		
差（B - A）		

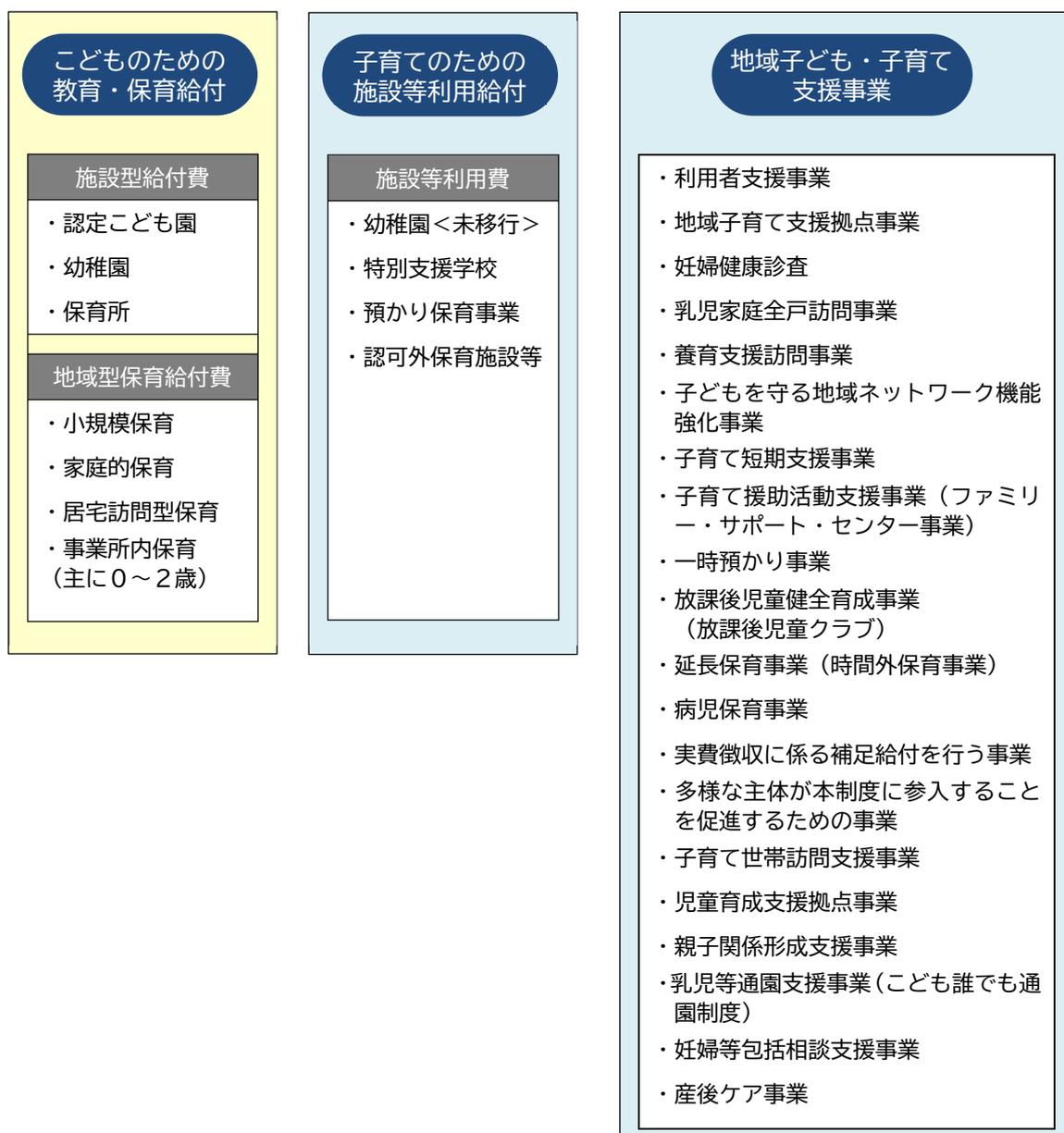
1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の定義

子ども・子育て支援法では、市町村は、こどものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付からなる「教育・保育事業」、実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成される事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容、実施時期について定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制などを計画する上での単位のことであり、子ども・子育て支援法第61条第2項において規定されています。市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案しながら、地域の実情に応じて事業ごとに定める必要があります。

■教育・保育提供区域の設定対象となる事業



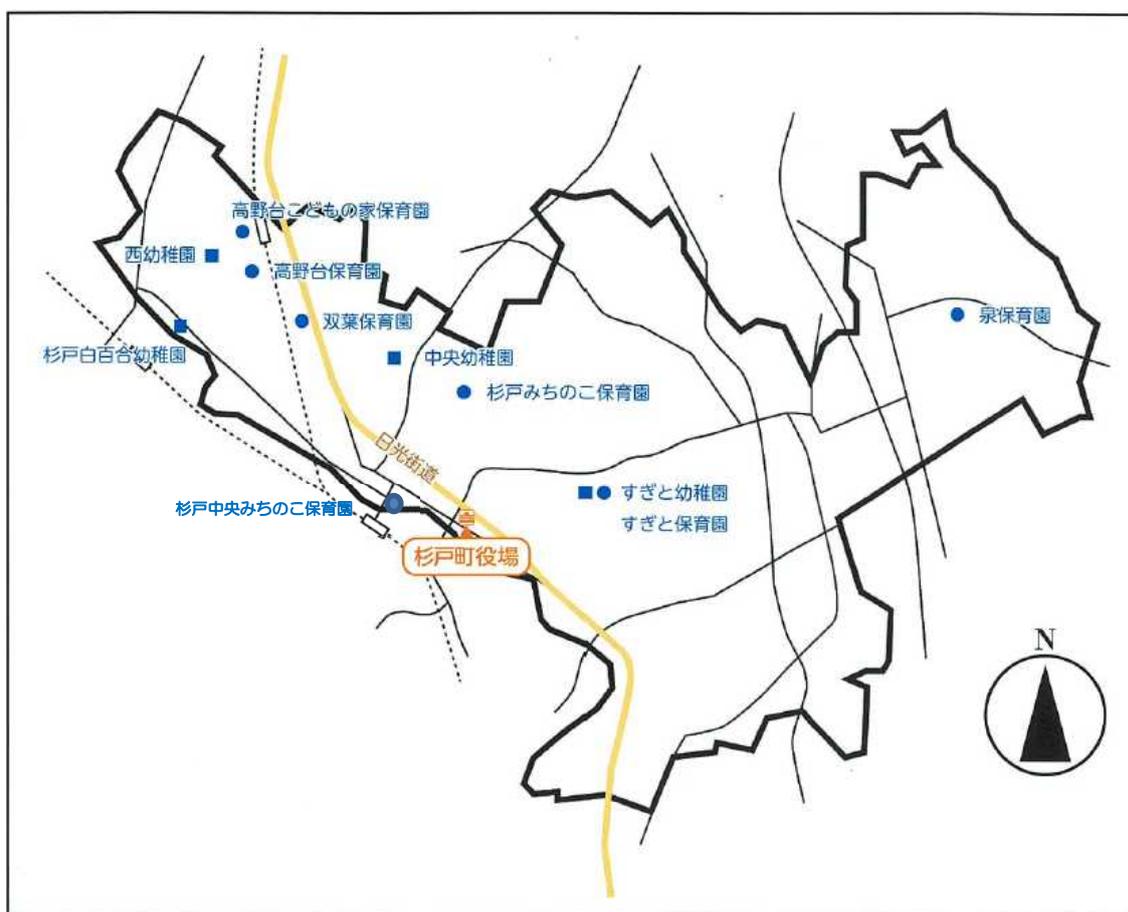
(2) 杉戸町における教育・保育提供区域

<本町の教育・保育区域の現況>

提供区域数	区域面積	就学前児童数	教育・保育施設数
1 (杉戸町全域)	30.03 km ²	1,354 人	11 か所 (保育園：7 か所) (幼稚園：4 か所)

(令和6年4月1日現在)

■本町の幼稚園、保育園の位置



本町においては、保護者の通勤などから居住地区と利用施設の区域が一致しないケースがあるなど、地域の枠を越えて施設や事業が利用されている現状を考慮した場合、教育・保育ニーズに柔軟に対応していくためには広域での調整・確保が必要と考えられます。

したがって、本町では引き続き、全町を1区域で教育・保育提供区域を設定します。

また、各事業の提供体制について広域性を確保することを基本とし、児童数やニーズ調査結果、施設立地のバランス等を考慮しながら、量の見込みや確保方策の検討を進めるとともに、柔軟性のある需給調整を行って対応していきます。

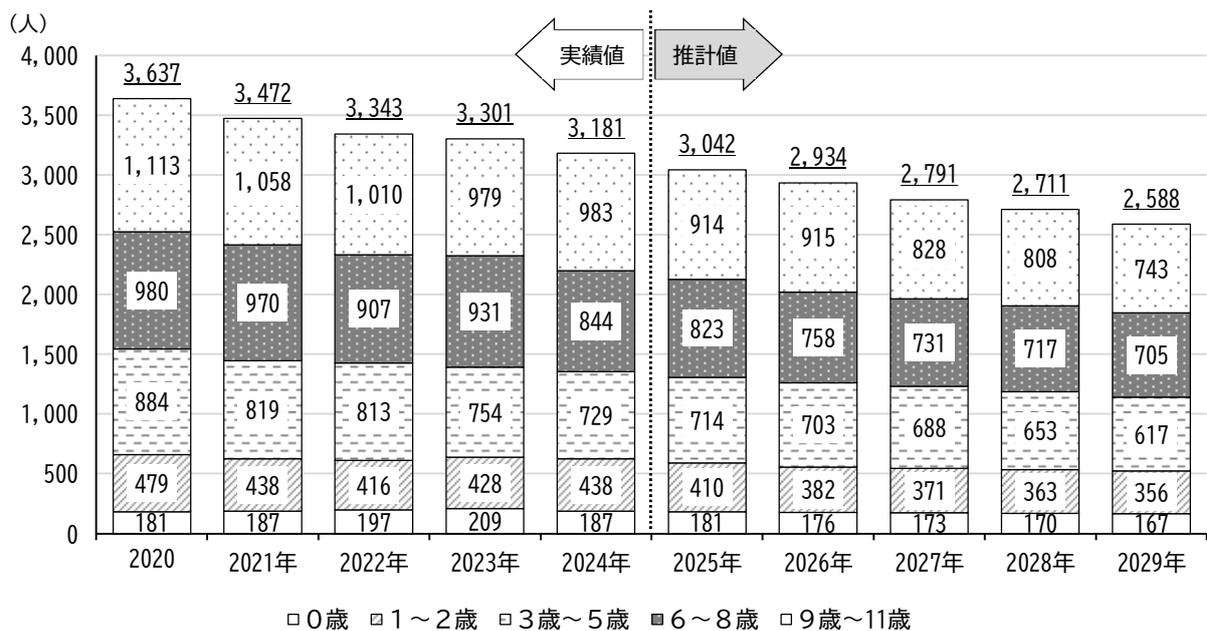
2 杉戸町の人口と児童数の将来推計

本町における人口動態の傾向から将来児童数を推計したところ、本町のこどもの人数は今後減少していく見通しであり、計画最終年となる2029年（令和11年）における就学前児童及び小学生は2,588人と、2024年に比べて約600人減少する見込みです。

年齢区分別にみると、令和11年における0～5歳の就学前児童数は、令和6年から214人減の1,140人と見込まれます。また、令和11年における6～11歳の小学校児童数は、令和6年から379人減の1,448人と見込まれます。

■児童数の見込み

年齢	実績値					推計値				
	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年	2024年 令和6年	2025年 令和7年	2026年 令和8年	2027年 令和9年	2028年 令和10年	2029年 令和11年
0歳	181	187	197	209	187	181	176	173	170	167
1歳	234	199	202	218	214	192	186	181	178	174
2歳	245	239	214	210	224	218	196	190	185	182
3歳	298	247	249	243	223	237	233	208	202	197
4歳	269	299	250	255	247	226	240	236	211	205
5歳	317	273	314	256	259	251	230	244	240	215
6歳	306	323	269	318	256	258	251	229	244	239
7歳	344	310	330	276	315	254	256	249	227	242
8歳	330	337	308	337	273	311	251	253	246	224
9歳	338	330	338	308	336	271	309	249	251	244
10歳	388	342	327	340	308	336	271	309	249	251
11歳	387	386	345	331	339	307	335	270	308	248
0～5歳	1,544	1,444	1,426	1,391	1,354	1,305	1,261	1,232	1,186	1,140
6～11歳	2,093	2,028	1,917	1,910	1,827	1,737	1,673	1,559	1,525	1,448
0～11歳	3,637	3,472	3,343	3,301	3,181	3,042	2,934	2,791	2,711	2,588



※令和2年～令和6年（各年4月1日時点）の男女別各歳別人口を基に、コーホート変化率法により推計

3 幼児期の教育・保育の確保方策

(1) 1号認定【3～5歳】

【概要】

満3歳以上の就学前児童のうち、教育を受けるこどもの認定区分です。

【現状】

本町では、令和6年4月現在、町内4か所の幼稚園（公立：3、私立：1）において、幼児期の教育を実施しています。本町の3～5歳の児童数が減少していることや、保育所（園）への入所希望ニーズの高まりから、認定者数も減少傾向で推移しており、十分な定員を確保しています。

■第2期の実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童数（3～5歳）	884人	819人	813人	754人	729人
認定者数（A）	553人	494人	479人	412人	370人
利用定員（B）	985人	985人	985人	985人	985人
差（B－A）	432人	491人	506人	573人	615人

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

1号認定、教育希望の2号認定については、町内の幼稚園により必要な定員は確保できる見込みです。また、教育希望の保護者ニーズに応えるべく、満3歳児保育事業及び一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

■第3期の見込み

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
推計児童数（3～5歳）	714人	703人	688人	653人	617人
量の見込み（A：必要量）	342人	316人	289人	255人	223人
1号認定	248人	229人	210人	185人	162人
2号認定（教育希望）	94人	87人	79人	70人	61人
確保方策（B）	985人	985人	985人	985人	985人
特定教育・保育施設	585人	585人	585人	585人	585人
幼稚園<未移行>	400人	400人	400人	400人	400人
差（B－A）	643人	669人	696人	730人	762人

各年4月1日時点

(2) 2号認定【3～5歳】

【概要】

満3歳以上の就学前児童のうち、保護者の就労などにより保育を必要とするこどもの認定区分です。

【現状】

本町では、令和6年4月現在、7か所の保育所（園）（公立：3、私立：4）において、保育の提供を実施しています。本町の3～5歳の児童数は減少しているものの、認定者数は増加傾向で推移していますが、必要な定員は確保しています。

■第2期の実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童数（3～5歳）	884人	819人	813人	754人	729人
認定者数（A）	322人	327人	332人	333人	353人
利用定員（B）	316人	316人	316人	370人	370人
差（B－A）	▲6人	▲11人	▲16人	37人	17人

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

2号認定については、令和5年度に民間認可保育所の整備を行ったことから、必要な事業量は確保できる見込みです。

■第3期の見込み

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
推計児童数（3～5歳）	714人	703人	688人	653人	617人
量の見込み（A：必要量）	320人	312人	301人	283人	265人
確保方策（B）	370人	370人	370人	370人	370人
特定教育・保育施設	370人	370人	370人	370人	370人
差（B－A）	50人	58人	69人	87人	105人

各年4月1日時点

(3) 3号認定【0～2歳】

【概要】

0歳から2歳までの就学前児童で、保育を必要とするこどもの認定区分です。

①3号認定【0歳】

【現状】

本町では、令和6年4月現在、7か所の保育所（園）（公立：3、私立：4）において、保育の提供を実施しています。

近年、保育需要の高まりから、利用児童数、保育利用率ともに増加が顕著な状況です。

■第2期の実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童数（0歳）	181人	187人	197人	209人	187人
認定者数（A）	22人	33人	40人	38人	31人
0歳保育利用率	12.2%	17.6%	20.3%	18.2%	16.6%
利用定員（B）	44人	44人	44人	53人	53人
特定教育・保育施設	44人	44人	44人	53人	53人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
差（B－A）	22人	11人	4人	15人	22人

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

本町の0歳の児童数は減少していく見通しであるものの、第3期計画期間中において、その後もしばらくの間、保育需要の高止まりが継続すると見込んでいます。

引き続き、定員の弾力化や各種保育士人材の確保策などを講じながら、必要な定員の確保に努めます。

■第3期の見込み

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
推計児童数（0歳）	181人	176人	173人	170人	167人
量の見込み（A：必要量）	30人	28人	27人	26人	24人
0歳保育利用率	16.6%	15.9%	15.6%	15.3%	14.4%
確保方策（B）	39人	39人	39人	39人	39人
特定教育・保育施設	39人	39人	39人	39人	39人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
差（B－A）	9人	11人	12人	13人	15人

各年4月1日時点

②3号認定【1・2歳】

【現状】

本町では、令和6年4月現在、7か所の保育所（園）（公立：3、私立：4）において、保育の提供を実施しています。

1・2歳の保育利用率は増加しており、認定者数は増加傾向で推移しています。そのため、利用定員を上回る状況が続いていることから、保育定員の弾力化や民間認可保育所の整備などの対策を講じ、令和5年度から待機児童が解消されました。

■第2期の実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童数（1・2歳）	479人	438人	416人	428人	438人
児童数（1歳）	234人	199人	202人	218人	214人
児童数（2歳）	245人	239人	214人	210人	224人
認定者数（A）	219人	204人	189人	221人	252人
1・2歳保育利用率	45.7%	46.6%	45.4%	51.6%	57.5%
利用定員（B）	157人	157人	157人	184人	184人
差（B－A）	▲62人	▲47人	▲32人	▲37人	▲68人

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

本町の1・2歳の児童数は減少していく見通しであるものの、第3期計画期間中においてその後もしばらくの間、保育需要の高止まりが継続すると見込んでいます。

引き続き、保育定員の弾力化や各種保育士人材の確保策などを講じながら、必要な保育定員の確保に努めます。

■第3期の見込み

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
推計児童数（1・2歳）	410人	382人	371人	363人	356人
推計児童数（1歳）	192人	186人	181人	178人	174人
推計児童数（2歳）	218人	196人	190人	185人	182人
量の見込み（A：必要量）	198人	183人	176人	173人	166人
1・2歳保育利用率	48.3%	47.9%	47.4%	47.7%	46.6%
確保方策（B）	200人	200人	200人	200人	200人
特定教育・保育施設	200人	200人	200人	200人	200人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
差（B－A）	2人	17人	24人	27人	34人

各年4月1日時点

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本町が実施する地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとに、計画期間における量の見込みと確保方策及びその実施時期を設定します。

■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業		事業概要	主な対象
1	利用者支援事業 (こども家庭センター)	身近な場所で、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う	0～18歳、 保護者、妊産婦
2	地域子育て支援拠点事業	身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設する	0～2歳児、 保護者
3	妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査を実施する	妊婦
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に保健師等が訪問し、状況把握と相談支援を行う	乳児、保護者
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、相談や支援を行う	乳幼児、児童、 保護者、妊産婦
6	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の連携強化を図る事業	児童、保護者、 妊産婦
7	子育て短期支援事業	親が病気になったこども等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う	0～18歳
8	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等に関する会員相互の援助活動の連絡・調整を行う	0～5歳児 1～6年生
9	一時預かり事業	幼稚園での在園児の預かり保育	3～5歳児
		保育所(園)などでの一時的な預かり保育	0～5歳児
10	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後、家に保護者がいない小学生に、適切な遊びの場、生活の場を提供する	1～6年生
11	延長保育事業(時間外保育事業)	通常保育の時間を超えた延長保育	0～5歳児
12	病児保育事業	児童が病気からの回復期にある場合などにおいて、専用スペース等で一時的に保育を行う	0～5歳児 1～6年生
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の所得状況等を勘案し、教育・保育に必要な物品購入費用や行事の参加費用等を助成する	保護者
14	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入することを促進するための事業	事業者
15	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴する事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦等がいる家庭

事業		事業概要	主な対象
16	児童育成支援拠点事業	生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う	児童・保護者
17	親子関係形成支援事業	児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する	児童・保護者
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる保育事業	0歳6か月から満2歳の未就園児
19	妊婦等包括相談支援事業	妊婦とその配偶者等に対して面談等により、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う	妊婦とその配偶者等
20	産後ケア事業	産後ケアを必要とする者に訪問型、デイサービス型、宿泊型の産後ケアを提供する	出産後1年未満の母子（宿泊型は生後4か月未満）

(1) 利用者支援事業（こども家庭センター）

【概要】

こども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【現状】

本町では、令和6年4月に「こども家庭センター」を開設し、子育て支援課、「ココティすぎと」複合施設2階及び保健センターの3か所において、包括的な支援体制を構築しています。

母子保健と児童福祉が連携・協働し、全ての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等の資格を有する子ども家庭支援員が、専門的な見地から相談支援等を実施しています。

また、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行います。

■第2期の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	-
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	-
こども家庭センター	-	-	-	-	1か所
計	2か所	2か所	2か所	2か所	1か所

※令和6年度は実績と見込みの合算値

【量の見込みと確保方策】

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない対応など相談支援体制を構築します。

併せて、特定妊婦、産後うつ、障がいがある方への対応や地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行います。

■第3期の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
計	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所において、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供等を行います。

【現状】

杉戸子育て支援センター（中央地区）、泉子育て支援センター（泉地区）、地域子育て支援センター「ポラーノ広場」（西地区）の町内3か所の子育て支援センターで事業を実施しています。家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感・不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流の場所となっています。施設ごとの特色を活かし、子育ての相談助言、子育てに関する知識や情報の提供、子育てサークルの育成支援などを行っています。

■第2期の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数	16,332人	15,959人	15,517人	14,890人	30,000人
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

※令和6年度は実績と見込みの合算値

【量の見込みと確保方策】

引き続き、町内3か所の子育て支援センターで事業を実施します。施設ごとに運営状況の違いはありますが、基本的に定員は設定していないことから従来と同程度の利用を見込んでおり、必要な事業量の確保を図ります。

■第3期の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	28,000人	28,000人	28,000人	28,000人	28,000人
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(3) 妊婦健康診査

【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導、④医学的検査を実施します。

【現状】

妊婦に助成券を配布し、希望する医療機関等における妊婦健診の機会を提供しています。

■第2期の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ受診者数	2,210人	2,328人	2,282人	2,228人	2,220人
実受診者数	184人	195人	181人	184人	177人

※令和6年度は実績と見込みの合算値

【量の見込みと確保方策】

事業の性質上、全ての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き、埼玉県、埼玉県医師会等と連携し、希望する医療機関・助産所等における受診機会の提供を図ります。

■第3期の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ受診者数	2,112人	2,076人	2,040人	2,004人	1,980人
	実受診者数	176人	173人	170人	167人	165人
確保方策	実施場所	利用者が希望する医療機関				
	実施体制	埼玉県医師会等				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【現状】

町内の乳児（生後4か月まで）のいる全ての家庭に保健師や助産師等が訪問し、親子の心身の状況と養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

■第2期の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問対象者数	172人	172人	199人	178人	187人

※令和6年度は実績と見込みの合算値

【量の見込みと確保方策】

0歳児の将来推計結果から、全ての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、健康支援課（保健センター）の保健師等により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭については、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげ、育児不安の軽減と虐待の未然防止に努めます。

■第3期の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		181人	176人	173人	170人	167人
確保方策	実施体制	保健師等				
	実施機関	健康支援課（保健センター）				

(5) 養育支援訪問事業

【概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者が適切に養育できるよう、育児能力等の向上に向けた相談、指導、助言などの支援を行います。

【現状】

養育のための支援が必要と認められる乳幼児、児童、保護者及び妊婦に対し、保健師等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

■第2期の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ訪問人数	43人	14人	31人	27人	24人

※令和6年度は実績と見込みの合算値

【量の見込みと確保方策】

実績から事業量を見込んでおり、引き続き、町の保健センター等による事業の実施を予定しています。乳児家庭全戸訪問事業の結果や、母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の把握に努めます。

また、中核機関となる「要保護児童対策地域協議会」において情報収集、連絡調整を図りながら訪問支援の内容を決定し、必要な事業量の確保を図ります。

■第3期の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25人	25人	25人	25人	25人
確保方策	実施体制	保健師等			
	実施機関	健康支援課（保健センター）、子育て支援課、児童相談所ほか			

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【概要】

こども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【現状】

要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議、実務者会議のほか、必要に応じて個別ケース検討会議を行い、児童の安全確保のための支援を図っています。

■第2期の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
代表者会議	1回	1回	1回	1回	1回
実務者会議	4回	4回	4回	4回	4回
個別ケース検討会議	25回	22回	17回	15回	20回
合同ケース会議	－	－	－	－	11回

※令和6年度は実績と見込みの合算値

【量の見込みと確保方策】

今後も、関係機関の連携のもと適切なケース支援が継続されるよう努めます。毎月開催する合同ケース会議、随時開催する個別ケース検討会議により、ケースに応じた適切な支援策を検討するとともに、実務者会議を開催してケース支援の状況把握・評価を定期的に行います。

また、養育支援訪問事業担当者との情報共有等により、児童虐待の恐れのある家庭等を早期に把握し、養育支援訪問事業との連携を図りながら児童虐待の未然防止に努めます。

■第3期の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
代表者会議	1回	1回	1回	1回	1回
実務者会議	4回	4回	4回	4回	4回
個別ケース検討会議	20回	20回	20回	20回	20回
合同ケース会議	12回	12回	12回	12回	12回

(7) 子育て短期支援事業

【概要】

こども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【現状】

児童福祉施設において、保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になった児童を短期間（原則7日以内）預かる事業です。

町における提供施設、利用実績はありません。

■第2期の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	－	－	0日	0日	0日

※令和6年度は実績と見込みの合算値

【量の見込みと確保方策】

利用実績もなく、また、ニーズ調査結果からニーズ量も算出されなかったことから、具体的な事業量は見込んでいません。当面はニーズの動向を見守りつつ、関係機関との連携により、対応していきます。

■第3期の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保量	7日	7日	7日	7日	7日

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

【現状】

本町では、ファミリー・サポート・センターを「ココティすぎと」複合施設2階に設置し、事業を運営しています。依頼会員（受けたい人）、提供会員（提供できる人）の登録を行い、事前打ち合わせの後、援助活動を行っています。

就学後は放課後児童クラブ（学童保育）入室者の送迎（習い事等の支援も含む）が多く、全利用件数の半数以上に及んでいます。

■第2期の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	1,006人	1,618人	1,232人	1,069人	1,000人
依頼会員数	320人	303人	299人	285人	265人
提供会員数	105人	86人	77人	78人	72人
依頼・提供会員数（兼任）	22人	23人	26人	27人	28人
運営組織数	1組織	1組織	1組織	1組織	1組織

※令和6年度は実績と見込みの合算値

【量の見込みと確保方策】

引き続き、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、必要な事業量を確保できる見通しです。なお、量の見込みはニーズ調査の結果が実績に比べ過少となるため、実績を踏まえ算出しています。

今後も、依頼会員、提供会員の掘り起しに努め、事業の提供体制の確保と子育て家庭の支援に努めます。

■第3期の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
確保方策	確保量	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
	運営組織数	1組織	1組織	1組織	1組織	1組織

(9) 一時預かり事業

① 幼稚園在園児対象の一時預かり

【概要】

幼稚園において、教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施します。

【現状】

令和6年度現在、町内4か所の幼稚園（公立：3、私立：1）において、預かり保育を実施しています。

■第2期の実績 ※令和2年度及び令和3年度は、私立幼稚園の利用実績は含まれておりません。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数	3,816人	5,591人	22,774人	19,932人	21,308人
利用施設数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

※令和6年度は実績と見込みの合算値

【量の見込みと確保方策】

引き続き、町内4か所の幼稚園で事業を実施します。保育需要の高まりにより1人当たりの年間延べ利用日数の増加を見込んでいますが、現在の体制で必要な事業量は確保できる見通しです。

■第3期の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		18,409人	17,185人	16,066人	15,042人	14,101人
確保方策	確保量	27,360人	27,360人	27,360人	27,360人	27,360人
	利用施設数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

②保育所（園）その他の場所での一時預かり

【概要】

家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児について、主として昼間、幼稚園や保育所（園）その他の場所で一時的に預かり、保育を行います。

【現状】

令和6年度現在、町内7か所の保育所（園）及び杉戸子育て支援センターにおいて、一時預かり事業を実施しています。利用は一定の水準で推移しています。

■第2期の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数	370人	714人	1,042人	778人	732人
利用施設数	6か所	6か所	6か所	7か所	8か所

※令和6年度は実績と見込みの合算値

【量の見込みと確保方策】

引き続き、町内7か所の保育所（園）及び杉戸子育て支援センターで事業を実施します。ニーズ調査結果を踏まえ、実績を上回る水準の利用を見込んでいますが、現在の体制で必要な事業量は確保できる見通しです。

■第3期の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		820人	817人	822人	807人	797人
確保方策	確保量	22,752人	22,752人	22,752人	22,752人	22,752人
	利用施設数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【概要】

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

【現状】

本町では、保護者が昼間家庭にいない小学生（小学1～6年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

利用児童数は、一部のクラブでは定員を超過したことから、令和3年度に7か所から9か所に、令和5年度に10か所に設置数を増やし多くの児童が利用できるよう実施しています。

■第2期の実績

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用者数 (A)	小学1～3年	294人	286人	300人	342人	317人
	小学4～6年	102人	113人	92人	114人	128人
	計	396人	399人	392人	456人	445人
定員数(B)		405人	415人	415人	465人	465人
設置数		7クラブ	9クラブ	9クラブ	10クラブ	10クラブ
差(B-A)		9人	16人	23人	9人	20人

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

従来と同等の水準の利用量を見込んでいます。本事業の趣旨として、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、引き続き小学校ごとに10か所のクラブを運営し、必要な事業量の確保を図ります。また、施設整備については、条例等に基づいた整備を推進します。

なお、障がいのあるこどもへの対応については、関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めます。

■第3期の見込み

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
利用者数 (A)	小学1～3年	361人	361人	361人	361人	361人
	小学4～6年	104人	104人	104人	104人	104人
	計	465人	465人	465人	465人	465人
定員数(B)		465人	465人	465人	465人	465人
設置数		10クラブ	10クラブ	10クラブ	10クラブ	10クラブ
差(B-A)		0人	0人	0人	0人	0人

各年4月1日時点

(11) 延長保育事業（時間外保育事業）

【概要】

通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けたこどもについて、認定こども園、保育所（園）等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施します。

【現状】

令和6年度現在、町内7か所の全ての保育所（園）において、11時間の通常保育時間を超えて延長保育を実施しています。開所時間である7時から19時の範囲で保育時間を拡大し、子育て家庭の保育ニーズへの対応を図っています。また、利用者数は一定の水準で推移している状況です。

■第2期の実績（保育所分のみ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実利用人数	153人	78人	75人	92人	110人
実施施設数	6か所	6か所	6か所	7か所	7か所

※令和6年度は実績と見込みの合算値

【量の見込みと確保方策】

引き続き、町内7か所の全ての保育所（園）で事業を実施します。事業の性質上、定員の設定はないことから、従来と同等以上の利用があった場合でも、必要な事業量を確保し対応します。

■第3期の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		113人	113人	112人	112人	111人
確保方策	必要量	必要量に応じ対応				
	実施施設数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

(12) 病児保育事業

【概要】

児童が病気の際、または病気からの回復期、あるいは保育中に体調不良になった場合等において、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等で、一時的な保育や緊急的な対応等を行います。

【現状】

本町では、病児保育室「とんことり」で病児保育事業（病児対応型）を実施しています。利用者数は一定の水準で推移しています。

■第2期の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数	62人	134人	188人	603人	756人
実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※令和6年度は実績と見込みの合算値

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査結果や利用実績の増加傾向を踏まえ、事業量を見込んでいます。引き続き、病児保育室「とんことり」による事業実施により、需要の掘り起こしによる更なる利用があった場合においても、必要な事業量は十分に確保できる見通しです。

なお、本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を、病児を保育する事業の確保方策としては位置づけておりません。

■第3期の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		644人	622人	600人	578人	558人
確保方策（B）	病児保育事業（延べ）	2,304人	2,304人	2,304人	2,304人	2,304人
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差（B－A）		1,660人	1,682人	1,704人	1,726人	1,746人

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等を受けた場合にかかる給食の副食費や日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入等に要する費用を助成する事業です。

【現状】

幼児教育・保育の無償化に伴い、給食を実施している幼稚園の副食費の実費徴収分に係る補足給付事業を令和元年10月より開始しました。

【量の見込みと確保方策】

幼稚園の給食の副食費に係る補足給付事業については、低所得者世帯及び第3子以降の子どもが対象となり、毎年度、対象者数を予測し対応していきます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置や運営の促進を図る事業です。

【現状】

新規参入事業者に対する相談等を実施しています。また、民間認可保育所の整備事業に当たっては、公募により民間事業者等の参加を可能としています。

【量の見込みと確保方策】

第3期において事業は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況及び国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

【概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦等がいる家庭に対して、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴します。また、家事・子育て等の支援をし、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としている事業です。

【現状】

令和6年度から事業を開始しています。訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴します。

■第2期の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用世帯数	—	—	—	—	3世帯

※令和6年度は実績と見込みの合算値

【量の見込みと確保方策】

支援事業を利用しようとする特定妊婦、要保護児童等に対して、適切に家事支援、育児・養育支援が図れるよう、必要な事業量の確保に努めます。

■第3期の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3世帯	3世帯	3世帯	3世帯	3世帯
確保方策	3世帯	3世帯	3世帯	3世帯	3世帯

(16) 児童育成支援拠点事業

【概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

【現状】

本町においては、第2期計画中、この事業の実施には至っておりません。

【量の見込みと確保方策】

こども計画において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況及び国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(17) 親子関係形成支援事業

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

【現状】

本町においては、第2期計画中、この事業の実施には至っておりません。

【量の見込みと確保方策】

こども計画において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況及び国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる保育事業です。

【現状】

令和8年度からの実施に向け事業内容等を検討しています。

【量の見込みと確保方策】

現在、実施している保育所（園）等の一時預かり事業やニーズ調査結果をはじめ、試行的事業を実施している自治体の運営状況等の情報を収集しながら、本町における必要量等を見込むとともに、事業に必要な保育士等の人材確保に努めていきます。

■第3期の見込み

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
推計児童数 (0歳6か月～2歳)	—	470人	458人	448人	440人
量の見込み(A：必要量)	—	16人	16人	16人	16人
0歳児	—	4人	4人	4人	4人
1歳児	—	6人	6人	6人	6人
2歳児	—	6人	6人	6人	6人
確保方策(B)	—	84人	84人	84人	84人
0歳児	—	58人	58人	58人	58人
1歳児	—	13人	13人	13人	13人
2歳児	—	13人	13人	13人	13人
差(B-A)	—	68人	68人	68人	68人

各年4月1日時点

(19) 妊婦等包括相談支援事業

【概要】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

【現状】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」を行っています。また、「出産・子育て応援給付金」(妊娠届出時、出産後にそれぞれ5万円、合計10万円)の経済的支援を組み合わせた形で一体として実施しております。

■第2期の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実利用人数	—	—	—	536人	543人

※令和6年度は実績と見込みの合算値

【量の見込みと確保方策】

令和7年度より制度化され「伴走型相談支援」は「妊婦等包括相談支援事業」に組み入れられ、「出産・子育て応援給付金」は「妊婦のための支援給付」となります。

母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置付けます。

■第3期の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	妊娠届出者数 (1組あたり面談回数：3回)	176人	173人	170人	167人	165人	
	延べ面接合計人数	528人	519人	510人	501人	495人	
	内訳	こども家庭センター・母子保健型【妊娠期】	352人	346人	340人	334人	330人
		乳児家庭全戸訪問等【出産後】	176人	173人	170人	167人	165人

(20) 産後ケア事業

【概要】

産後ケア事業は、出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。

【現状】

助産師が自宅に訪問する訪問型、契約医療機関等に宿泊による休養の機会を提供する宿泊型、日帰りで休養の機会を提供するデイサービス型の3種類を実施しています。

■第2期の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実利用人数	2人	2人	0人	3人	6人

※令和6年度は実績と見込みの合算値

【量の見込みと確保方策】

誰もが安心・安全な子育て環境を整えるため、母子の状況に応じて利用を促していきます。利用状況を踏まえ契約医療機関等の確保に努めます。

こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用します。

■第3期の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8人	8人	10人	10人	10人
確保方策	契約医療機関等				

5 教育・保育環境の充実に向けた施策の推進

(1) こどもの権利に関する理解促進及び人権教育の推進

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行い、こどもの権利条約の認知度を把握しつつ、普及啓発を民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知します。また、こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

(2) 幼児教育・保育の質の向上

待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備が急務です。

このため、国における75年ぶりの配置基準の改正を踏まえ、本町においても、保育士の人材確保策を推し進めながら、こども一人ひとりに寄り添ったインクルーシブ保育を提供していきます。また、新施設の増築や既存施設の改修の検討を進め、質の高い幼児教育・保育を提供できるよう、施設整備の面からも充実を図ります。

さらに、高校生等との地域交流をはじめ、社会や地域との連携及び協働を図り、あらゆる分野においてこども達の興味を掻き立てながら、社会と関わる人として生きていくための基礎を育む保育を実施します。加えて、普段とは異なる人と出会うことで、コミュニケーション能力の向上や社会におけるルールなど、生きる力や社会で適応する力を育成します。

(3) 幼・保・小の架け橋プログラムの推進

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全てのこどもに等しく機会を与えて育成していくことが必要です。幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが重要であることから、幼稚園・保育園と小学校との連絡会を開催し、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図ります。

また、5歳児から小学校1年生の2年間を架け橋期として焦点を当て、18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、それぞれの発達・成長の段階に質の高い教育・保育を提供するため、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体など、こどもに関わる全ての関係者が立場を越えての連携・協働体制の強化に努めます。

(4) 様々な困難を抱えるこどもや家庭への支援強化

全てのこどもの健やかな成長を支え、様々な困難を抱えるこどもや家庭への支援を強化します。具体的には、「こども家庭センター」等による全ての子育て世帯への支援やヤングケアラー等に対する支援、児童虐待の防止に取り組むとともに、こども・若者視点からの新たなニーズへの対応等も進めていきます。

(5) 乳児等通園支援「こども誰でも通園制度」の創設

全ての乳幼児に対して、家庭と異なる環境に触れ、家族以外の多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者・養育者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、さらには、親としての成長等を各家庭の状況等に応じて切れ目なく支援するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな支援事業（乳児等通園支援「こども誰でも通園制度」）を実施します。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

本計画が町民に開かれたものとなり、こども施策の趣旨が広く理解を得られるよう、こども・若者への支援や教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業等の内容について、広報紙やホームページ等を通じて周知を図ります。

2 推進体制の強化

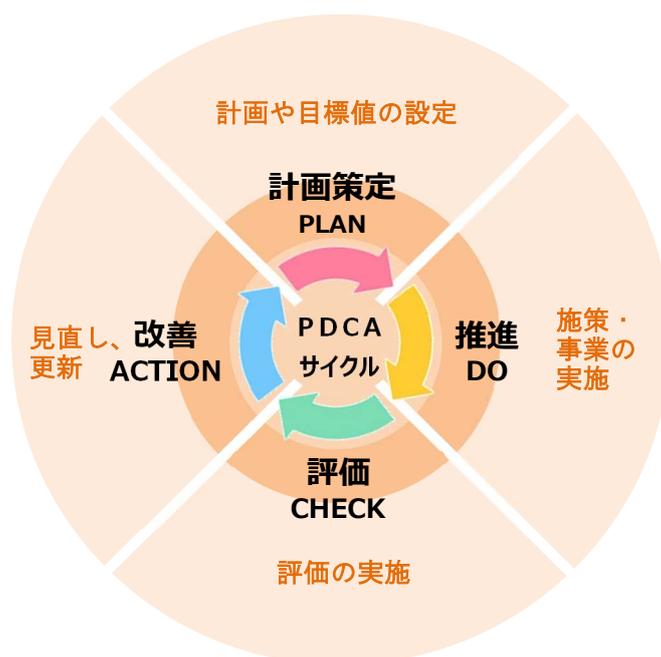
本計画には、こども・若者や子育て当事者に関する様々な施策・事業を位置づけていることから、実施にあたっては、庁内関係各課との十分な連絡・調整に努め、国・県の関係機関、近隣市町との連携を強化しながら、各種施策・事業の推進を図ります。また、施策・事業の推進にあたっては、地域住民や子ども・子育て事業者等との連携・協力が必須であることから、連携や協働に向けた関係強化を図ります。

さらに、こどもの保護者、子ども・子育てに関わる団体・事業者、知識経験者、行政機関の代表からなる「子どもにやさしい街づくり推進会議」を活用し、住民の意見や専門家の意見を積極的に取り入れながら、計画を推進していきます。

3 計画の進行管理

計画に基づく施策・事業を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況を定期的に点検していく必要があります。

今後、施策・事業の計画目標をもとに毎年の進捗状況を点検・評価するとともに、「子どもにやさしい街づくり推進会議」に報告し、計画を着実に実行していきます。



資料編

1 計画策定の経過

年月日	事項	内容
令和6年 3月	杉戸町子ども計画に関する ニーズ調査	①就学前児童保護者調査 対象：町内在住の0～5歳までの就学前児童 保護者 750人（有効回収率：50.1%） ②若者調査 対象：町内在住の15歳～39歳の町民 750人 （有効回収率：31.9%） ③小学生・中学生調査 対象：町内在住の小学5年生および中学2年生 本人 737人（有効回収率：91.3%） ④小学生・中学生保護者調査 対象：町内在住の小学5年生および中学2年生 の保護者 737人（有効回収率：77.9%）
令和6年 6月4日	第1回 杉戸町子ども・子育て支援事業 計画庁内推進検討委員会 （書面開催）	【議題】 （1）第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画 令和5年度実施状況及び令和6年度実施 計画について
令和6年 6月13日	第1回 杉戸町子ども計画策定検討 委員会（書面開催）	【議題】 （1）杉戸町子ども計画策定に関するアンケート 調査報告について
令和6年 7月11日	第1回 杉戸町子どもにやさしい 街づくり推進会議	【議題】 （1）第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画 令和5年度実施状況及び令和6年度実施 計画について （2）杉戸町子ども計画策定に関するアンケート 調査報告について
令和6年 8月19日	杉戸町子ども計画策定検討 委員会作業部会	【議題】 （1）杉戸町子ども計画の策定について
令和6年 8月26日	第2回 杉戸町子ども計画策定検討 委員会	【議題】 （1）杉戸町子ども計画の策定について
令和6年 9月6日	第2回 杉戸町子どもにやさしい 街づくり推進会議	【議題】 （1）杉戸町子ども計画の策定について
令和6年 11月6日	第3回 杉戸町子ども計画策定検討 委員会	【議題】 （1）杉戸町子ども計画（素案）について

年月日	事項	内容
令和6年 11月12日	第3回 杉戸町子どもにやさしい 街づくり推進会議	【議題】 (1) 杉戸町こども計画（素案）について
令和6年 12月10日 ～ 令和7年 1月10日	パブリックコメントの実施	意見提出件数：11件（6人）
令和7年 1月31日	第4回 杉戸町こども計画策定検討 委員会	【議題】 (1) 杉戸町こども計画（案）に対する意見及び 町の考えについて
令和7年 2月7日	第4回 杉戸町子どもにやさしい 街づくり推進会議	【議題】 (1) 杉戸町こども計画（案）に対する意見及び 町の考えについて
令和7年 3月19日	政策会議	杉戸町こども計画の決定について

2 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議設置要綱

平成8年7月1日

告示第54号

改正 平成12年7月1日告示第115号

平成13年3月30日告示第42号

平成14年6月7日告示第77号

平成18年4月21日告示第73号

平成22年3月26日告示第35号

平成25年7月25日告示第117号

令和7年2月3日告示第20号

(設置)

第1条 児童が健やかに育成されるための環境整備を自主的、計画的に進めるため、埼玉県通知(平成7年7月7日付、児童第661号)に基づき、子どもにやさしい街づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務及び事業)

第2条 推進会議は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童健全育成及び母子保健に係わる長期的な基本計画の策定
- (2) 前項の円滑な実現のための助言及び提言
- (3) 児童健全育成及び母子保健に係わる各種団体との連携体制の確立
- (4) 児童健全育成及び母子保健に係わる各種情報の収集及び提供
- (5) 各種事務及び事業の年次及び年間計画の策定等
- (6) 子ども・子育て支援法第31条第2項、第43条第2項及び第61条第7項に規定する意見聴取
- (7) その他、子どもにやさしい街づくり事業の趣旨に合う推進すべきことから

2 推進会議は、次に掲げる実践事業を所掌する。これに際しては、行政主管、関係公共施設、民間団体及び指導者並びにボランティア等、広く町民や企業等の協力を得て、当該事業が定期的、計画的に実施されるよう努めなければならない。

- (1) 子どもの遊び場の確保
- (2) 児童健全育成及び母子保健に関する普及啓発活動及び研修活動
- (3) 児童の自然に恵まれた地域での体験活動
- (4) 児童の老人とのふれあいを推進するための地域交流事業
- (5) 親子のふれあい等を推進するための地域交流事業
- (6) 子どもと家庭の相談事業
- (7) 乳幼児健全育成相談事業
- (8) ジュニアボランティア活動育成等事業
- (9) 父親養育研修事業
- (10) 母子保健に係わる地域活動事業
- (11) 母子栄養管理事業

- (12) 乳幼児の育成指導事業
 - (13) 出産前小児保健指導事業
 - (14) 産後ケア事業
 - (15) 思春期における保健、福祉体験学習指導
 - (16) 健全母性育成事業
 - (17) その他、子どもにやさしい街づくり事業の趣旨に合う本町独自の事業
- (組織)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げるもののうち、22人以内を以て構成し、町長がこれを委嘱する。

- (1) 児童相談所等行政機関の実務担当者
- (2) 主任児童委員等知識経験者
- (3) 児童健全育成並びに母子保健に係わる育成団体
- (4) 企業の代表、又は企業の福利厚生に係わる実務担当者
- (5) 協力施設関係の代表又は実務担当者
- (6) 一般公募による子どもの保護者

2 町長は、特別な理由が生じた場合、前項の規定にかかわらず、臨時に推進会議委員を委嘱することができる。

3 前項における者の任期は、町長が適宜定めることができる。

(任期)

第4条 推進会議委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 推進会議に会長1名、副会長2名を互選により置く。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

(専門委員会)

第7条 推進会議の事務事業を円滑に推進、処理するために、委員中おおむね5名を以て構成する専門委員を置く。

2 専門委員は、会長が指名する。

3 専門委員会に付する事項は、推進会議によって決定されたものとする。

4 専門委員の招集は、専門委員会の代表が会長の了承のもとに行う。

5 専門委員会の代表は、専門委員の互選による。

6 専門委員の任期は、推進会議の任期と同じくする。

(報告書)

第8条 会長は、推進会議の結果について、町長に報告するものとする。

(相互協力)

第9条 児童が健やかに育成されるための環境整備を円滑に推進するため、関係課、関係団体の協力要請ができるものとする。

(事務局)

第10条 推進会議の事務事業を円滑に推進、処理するために、事務局を子育て支援課子育て支援担当に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年8月20日から平成26年3月31日までに委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成12年7月1日告示第115号)

この告示は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日告示第42号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月7日告示第77号)

この告示は、平成14年7月8日から施行する。

附 則 (平成18年4月21日告示第73号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議設置要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月26日告示第35号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月25日告示第117号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年2月3日告示第20号)

この告示は、公布の日から施行する。

3 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議委員名簿

(敬称略)

番号	区分	選出団体		氏名	役職
1	知識経験者	杉戸町人権擁護委員	こども人権委員	螺良 多加子	会長
2	知識経験者	杉戸町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	大越 佳代子	
3	知識経験者	杉戸町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	鈴木 恵子	
4	知識経験者	杉戸町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	古澤 さとみ	
5	企業	杉戸町商工会	青年部	須藤 恵佑	
6	企業	杉戸町商工会	青年部	藤倉 貴裕	
7	民間協力施設	特定非営利活動法人フタバ双葉保育園	園長	齋藤 慈子	
8	民間協力施設	学校法人藤田学園 杉戸白百合幼稚園	園長	水野 順子	副会長
9	育成団体	杉戸町区長会	副会長	高橋 司	
10	育成団体	杉戸町小中学校PTA代表	西小学校PTA 会長	富澤 義之	
11	育成団体	杉戸町母子愛育会	会長	岡崎 宏子	
12	育成団体	杉戸町福祉ボランティア連絡会	会長	長岡 朝子	
13	育成団体	杉戸町青少年相談員協議会	代表	神山 朋花	
14	行政機関	埼玉県幸手保健所	担当部長	牧野 栄子	
15	行政機関	埼玉県越谷児童相談所	副所長	沼田 孝司	
16	行政機関	杉戸町教育委員会	学校教育課長	渡邊 浩司	
17	町協力施設	杉戸町立幼稚園代表	中央幼稚園長	中原 奈保子	副会長
18	町協力施設	杉戸町校長会代表	西小学校長	中村 則裕	
19	子どもの保護者	一般公募		富塚 直子	
20	子どもの保護者	一般公募		宮田 弘子	

4 杉戸町こども計画策定検討委員会設置規程

令和6年1月4日

訓令第1号

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定による市町村こども計画（以下「計画」という。）を策定するため、杉戸町こども計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の基本方針に関すること。
- (2) 計画の案に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織し、委員長は副町長を、副委員長は教育長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(作業部会)

第5条 委員会には、計画の策定に際し、調査研究を行わせるため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、別表に掲げる委員が属する課の主幹又は主査に相当する職員をもって組織する。

(庶務)

第6条 委員会及び作業部会の庶務は、子育て支援課において行う。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、計画の策定をもってその効力を失う。

別表

	委員	備考
1	副町長	委員長
2	教育長	副委員長
3	総合政策課長	
4	管財契約課長	
5	総務課長	
6	人権・男女共同参画推進課長	
7	住民協働課長	
8	危機管理課長	
9	福祉課長	
10	子育て支援課長	
11	健康支援課長	
12	都市施設整備課長	
13	建築課長	
14	産業振興課長	
15	教育総務課長	
16	学校教育課長	
17	社会教育課長	

5 用語集

※本編で最初に記載のあったページ番号を記載しています。

【あ行】

■預かり保育 ☞ P. 44

幼稚園が教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動です。幼稚園又は認定こども園が行う在園児を対象とした一時預かり事業を、保育所で行う一時預かり事業等と区別するために表現している場合もあります。

■インクルーシブ保育 ☞ P. 82

こどもの年齢や国籍、障がいの有無等に関係なく、必要な支援を受けながら同じ場所で受けられる保育です。

【か行】

■確保方策 ☞ P. 53

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供の体制に関する確保の内容及びその実施時期をいいます。子ども・子育て支援法に基づいて作成される市町村子ども・子育て支援事業計画では必須記載項目であり、アンケート調査等により求めた量の見込みに対応して設定します。

■家庭的保育 ☞ P. 54

保育者の自宅等、家庭的な雰囲気のもとで少人数を対象とした保育です。

■キャリア教育 ☞ P. 45

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア（人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分との関係を見いだしていく連なりや積み重ね）の発達を促す教育です。

■居宅訪問型保育 ☞ P. 54

保育を必要とするこどもの自宅で、1対1を基本とした保育です。

■コーホート変化率法 ☞ P. 56

「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

■子育てのための施設等利用給付 ☞ P. 54

特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等を、支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用に対して支給される給付です。

■子ども・子育て関連3法 ☞ P. 3

①「子ども・子育て支援法」（次項参照）、②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）、③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）を指します。

■子ども・子育て支援法 ☞ P. 3

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成24年8月に公布された法律で、令和6年6月の改正により児童手当の拡充などが行われました。

■こどものための教育・保育給付 ☞ P. 54

幼児教育・保育の無償化対象施設である幼稚園、保育所、認定こども園等を利用したときに支給される給付です。

【さ行】

■事業所内保育 ☞ P. 54

事業主が雇用する労働者が監護する保育を必要とする乳児・幼児等に対して、事業主が設置する施設等で実施する保育です。

■児童相談所 ☞ P. 49

児童福祉法第12条に基づき、児童（満18歳に満たない者）及びその家庭に関する問題についての相談、児童及びその保護者の指導等を行う機関です。

■児童の権利に関する条約 ☞ P. 35

18歳未満をすべて「児童」とし、国際人権規約において定められている権利を児童にも規定し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を示した条約です。

■児童扶養手当 ㊦ P. 50

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している母、父又は養育者に対し、家庭生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

■小規模保育 ㊦ P. 54

6人～19人までの保育をいい、保育士の配置比率等により3類型(A型、B型、C型)があります。

■食育 ㊦ P. 36

様々な経験を通じて、食に関する知識と、バランスの良い食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むことです。

■助産師 ㊦ P. 66

厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦(産後母体が回復するまでの期間にある産婦)、新生児の保健指導を行う者です。

■スクールカウンセラー ㊦ P. 38

児童生徒の抱える問題に対し、本人へのカウンセリングや心のケア、保護者や教職員への相談・助言等、児童生徒の心理に関する支援を行う者です。

■スクールソーシャルワーカー ㊦ P. 38

児童生徒の抱える問題に対し、本人を取り巻く環境への働きかけや、保護者や学校、関係機関との協力体制構築等、児童生徒の福祉に関する支援を行う者です。

【た行】

■待機児童 ㊦ P. 24

保育の必要性の認定(2号又は3号認定)を受け、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の保育所等の利用申込みがされているが、利用していない児童をいいます。ただし、ほかに利用可能な保育所等があるにもかかわらず特定の保育所等を希望し、待機している場合等は除きます。

■地域型保育事業 ㊦ P. 53

原則20人以下の少人数の単位で0～2歳のこどもを保育する事業で、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の4つのタイプがあります。

■特定教育・保育施設 ㊦ P.57

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認をした、教育・保育施設をいいます。

■特定妊婦 ㊦ P.63

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいいます。

【な行】

■認可外保育施設 ㊦ P.54

乳児、幼児を保育する施設の内、児童福祉施設として児童福祉法に規定する届出をしていないまたは認可をされていない施設をいいます。

■認定こども園 ㊦ P.53

就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から「認定こども園」の認可を受けた学校と児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設で、この他に、幼稚園型、保育所型、地方裁量型のタイプがあります。

【は行】

■保健師 ㊦ P.51

厚生労働大臣の免許を受けて、地区活動や健康教育・保健指導などにより疾病の予防や健康増進など公衆衛生活動を行う地域看護の専門家のことです。

【や行】

■ヤングケアラー ㊦ P.3

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者をいいます。

■幼児教育・保育の無償化 ㊦ P.76

令和元年10月から開始となった、3歳から5歳児のこどもと住民税非課税世帯の0歳から2歳児のこどもを対象として幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無料とする制度で、保育の必要性の認定を受けたこどもが利用する認可外保育施設等の利用料も対象に含まれます。

■要保護児童対策地域協議会 P. 50

要保護児童（18歳未満の保護者がいない又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）の適切な保護、支援等を行うため、こどもに関係する機関が情報を共有し、連携して児童虐待等の問題に対応する組織です。

【ら行】

■療育 P. 51

障がいのあるこどもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助をいいます。

■量の見込み P. 53

教育・保育又は地域子ども・子育て支援事業の必要利用定員総数をいいます。子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画では必須記載項目であり、利用状況や利用希望（アンケート調査等によって把握）を踏まえ、分析、評価して求めます。

【わ行】

■ワーク・ライフ・バランス P. 43

「仕事と生活の調和」ともいい、誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことです。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

杉戸町こども計画

～笑顔が輝き しあわせ実感 誰もが健やかに成長できるまち すぎと～

令和7年3月

発行 杉戸町

編集 杉戸町 子育て支援課

〒345-8502

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番29号

TEL : 0480-33-1111 (代表)
